

令和5年度 障害者施策の概況
(障害者白書)
〔点字版概要〕

内 閣 府

目 次

障害者白書とは	i
第1章 改正障害者差別解消法の施行	
第1節 改正障害者差別解消法等の概要	1
第2節 改正障害者差別解消法の施行に向けた取組	6
第2章 障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり	
広報・啓発等の推進	25
第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり	
第1節 障害のある子供の教育・育成に関する施策	27
第2節 雇用・就労の促進施策	31
第4章 日々の暮らしの基盤づくり	
第1節 生活安定のための施策	32
第2節 保健・医療施策	34
第5章 住みよい環境の基盤づくり	
第1節 障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための 施策	35
第2節 障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための 施策	39
第6章 国際的な取組	
我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策	40

障害者白書とは

障害者白書は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 13 条に基づき、障害者のために講じた施策の概況について、毎年国会に報告しているものである。

今回の白書は 31 回目に当たり、全 6 章からなる。構成は、第 1 章で「改正障害者差別解消法の施行」について説明し、第 2 章以降は令和 5 年度を中心に障害者のために講じた施策や取組を、「障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり」、「社会参加へ向けた自立の基盤づくり」、「日々の暮らしの基盤づくり」、「住みよい環境の基盤づくり」、「国際的な取組」の章ごとにまとめている。

この「点字版概要」は点字に訳すために「令和 5 年度 障害者施策の概況」（令和 6 年版障害者白書）を要約したもののため、文章での記述を心がけています。
点訳された「点字版概要」は、各都道府県や各都道府県の点字図書館等に配布しています。

第1章 改正障害者差別解消法の施行

第1節 改正障害者差別解消法等の概要

2021年6月、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号。以下「改正障害者差別解消法」という。）が公布された。本節では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）、同法の改正に伴い改定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定。以下「改定基本方針」という。）及び「改正障害者差別解消法」等について紹介する。

1. 障害者差別解消法の制定背景及び経緯

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置などを規定した、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が、2006年に国連において採択された。我が国においては、2007年に署名して以来締結に向けた取組を進め、2014年1月に締結した。「障害者権利条約」は、障害に基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めており、2011年の「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の改正時に、条約の趣旨を同法の基本原則として取り込む形で、差別の禁止が規定された。この規定を具体化したものが「障害者差別解消法」である。障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、2013年6月に制定された。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京オリンピック・パラリンピック」という。）や「障害者の権利に関する委員会」による我が国政府報告の初の審査を控え、この機を逃さずに共生社会実現のための取組を推進するため、2021年5月には、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを内容とする「改正障害者差別解消法」が成立し、2021年6月に公布され、2024年4月1日に施行された。

「改正障害者差別解消法」の施行に向けては、障害者政策委員会において、2021年9月以降、障害者団体や事業者団体、地方団体へのヒアリングが実施されるとともに、ヒアリング結果等も踏まえた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）の改定に係る審議が行われ、障害者政策委員会の意見を踏まえ改定した「改定基本方針」が2023年3月14日に閣議決定され、「改正障害者差別解消法」と同日に適用されることとなった。

2. 障害者差別解消法等の概要

（1）障害者差別解消法の趣旨

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個

性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。このため、「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者に対して、障害者への「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止するとともに「合理的配慮の提供」を求め、これらの措置等を通じて、障害者が社会で提供されている様々なサービスや機会にアクセスし、社会に参加できるようにすることで、共生社会の実現を目指すこととしている。

(2) 対象となる障害者

対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいい、いわゆる障害の「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、「障害者差別解消法」が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られないものとされている。

■障害の「社会モデル」とは

障害の「社会モデル」とは、障害者が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生じるものという考え方である。

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく活動できる共生社会の実現のためには、このような考え方に基づき、障害者の活動や社会参加を制限している様々な社会的障壁を取り除くことが重要である。

(3) 対象となる事業者及び分野

行政機関等のほか、事業者も障害を理由とする差別を解消するための措置を行うこととされている。対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者（地方公共団体が経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含む。）であり、個人事業主やボランティアなどの対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人なども、同種の行為を反復継続する意思をもって行っている場合は事業者として扱われ、また対面やオンラインなどサービス等の提供形態の別も問わない。

分野としては、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となるが、雇用分野についての差別を解消するための具体的な措置に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）の定めるところによるとされている。

(4) 「不当な差別的取扱いの禁止」・「合理的配慮の提供」

「障害者差別解消法」では、障害を理由とする差別の解消について、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の二つに分けて整理している。それぞれの基本的な考え方について説明する。

① 不当な差別的取扱いの禁止

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害する行為である。なお、「改定基本方針」においては、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当することが明記された。

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的にみて正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、行政機関等及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

② 合理的配慮の提供

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害者でない者には簡単に利用できても、障害者にとっては利用が難しく、結果として障害者の活動等が制限されてしまうことがある。このような場合には、障害者の活動等を制限しているバリアを取り除く必要がある。このため、「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者に対して、障害者に対する「合理的配慮」の提供を求めている。

障害者やその家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められる。こうした配慮を行わないことによって、障害者の権利利益が侵害される場合には、障害を理由とする差別に当たる。なお、「障害者差別解消法」においては、合理的配慮の提供について、行政機関等は義務、事業者は努力義

務とされていたが、後者の努力義務を義務へと改めること等を内容とする「改正障害者差別解消法」が2024年4月1日から施行された。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。また、合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、

- ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ② 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

に留意する必要がある。合理的配慮の提供に当たっては、これらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている現状を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ、「過重な負担」の要素等も考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要がある。

「過重な負担」については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況といった要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧その理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。なお、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応を求められることに留意する。

■建設的対話の重要性

合理的配慮の提供に当たっては、社会的障壁を取り除くために必要な対応について、障害者と行政機関等・事業者双方が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要となる。このような双方のやり取りを「建設的対話」という。

「改定基本方針」では、「建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関等・事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、行政機関等や事業者が対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。」とし、建設的対話を行うに当たっての考え方を示している。

（５）環境の整備

「障害者差別解消法」は、個別の場面において、個々の障害者に対して行われ

合理的配慮を的確に行うための不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）を、環境の整備として行政機関等及び事業者の努力義務としている。これには、ハード面のみならず、職員に対する研修や、規定の整備等の対応も含まれることが重要である。

環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

障害を理由とする差別の解消のための取組は、「障害者差別解消法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）等不特定多数の障害者を対象とした事前的な措置を規定する法令に基づく環境の整備に係る施策や取組を着実に進め、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要である。

（6）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

「障害者差別解消法」第 6 条に基づき、政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めることとされている。

（7）主務大臣等による行政措置

事業者における障害を理由とする差別の解消に向けた取組は、主務大臣の定める対応指針を踏まえ、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。

しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されないような場合、例えば、事業者が「障害者差別解消法」第 8 条に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、主務大臣又は地方公共団体の長等は、事業者に対し、「障害者差別解消法」第 12 条及び第 22 条に基づき、報告を求め、又は助言、指導、勧告をすることができることとされている。こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行うものとされている（2023 年度、主務大臣等による助言、指導及び勧告の行政措置の実績はなし。）。

（8）情報の収集、整理及び提供

事業者による合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、事業者や各相談

機関が参考にできる事例の重要性が一層高まることが想定される。このため、「改正障害者差別解消法」では、国において事例等の収集等を行うものとする旨を定める「障害者差別解消法」第16条に、直接相談に対応することが多い地方公共団体についても同様の取組を行うよう努めるものとする旨が追加されている。

「改定基本方針」では、内閣府において、引き続き各府省庁や地方公共団体と連携・協力して事例を収集するとともに、参考となる事案の概要等をわかりやすく整理してデータベース化し、ホームページ等を通じて公表・提供することとされている。

第2節 改正障害者差別解消法の施行に向けた取組

1. 「国等職員対応要領」の関係府省庁の改定概要及び「地方公共団体等職員対応要領」の策定状況

(1) 「国等職員対応要領」の関係府省庁の改定概要

「障害者差別解消法」第9条に基づき、同法第6条に定める基本方針に即して、国の行政機関の長等（「等」には、独立行政法人などが含まれる。）はその職員が適切に対応するために必要な要領（以下「国等職員対応要領」という。）を定めることとされている。

国の行政機関等においては、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングを行った後、パブリックコメントを経て、「国等職員対応要領」の改定を行った。

主な変更点としては、「改定基本方針」に即して、建設的対話を通じて相互理解を図ることの重要性や、事前的改善措置として環境の整備を図ることの有効性について追記したこと、「正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例」や「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例」などの具体例について整理・充実したことなどがあげられる。

(2) 「地方公共団体等職員対応要領」の策定状況

「障害者差別解消法」第10条において、地方公共団体の機関等（「等」には、地方独立行政法人（一部を除く）が含まれる。）は、「基本方針」に即して、同法第7条に規定する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関し、職員が適切に対応するために必要な要領（以下「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとされている。

2023年4月1日時点において、全ての都道府県及び指定都市が「地方公共団体等職員対応要領」を策定しているほか、中核市等においては99%、一般市においては90%、町村においては66%が策定しており、一般市や町村における策定割合についても増加傾向にある。未策定の地方公共団体からは、人員不足や専門知識が不足しており、策定に至るノウハウがないなどの理由があげられていることから、内閣府としては、2024年1月に、改定後の「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を周知するとともに、都

道府県に対して、「地方公共団体等職員対応要領」が未策定である市町村に対する情報提供等の協力依頼を行った。

2. 関係府省庁における「対応指針」の改定概要

(1) 関係府省庁における改定概要

「障害者差別解消法」第11条第1項において、主務大臣は、「基本方針」に即して、同法第8条に規定する事業者における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めることとされている。

「改定基本方針」においては、障害を理由とする差別の禁止に係る具体的取組はもとより、相談窓口の整備、事業者の研修・啓発の機会の確保、個別事案への対応を契機とした障害を理由とする差別の解消の推進に資する内部規則やマニュアルなど制度等の整備等も重要であるとされ、「対応指針」の作成・変更にあたってはこの旨を明記するものとされたほか、事業者に加え、障害者が相談を行う際や、国や地方公共団体における相談機関等が相談対応を行う際等にも、相談事案に係る所管府省庁の確認のため参照され得るものであることから、「対応指針」においては、各主務大臣が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口をわかりやすく示すことが求められる旨が追記された。

これを受け、「国等職員対応要領」と同様、各主務大臣においては、「改正障害者差別解消法」の施行前に、障害者団体や事業者団体等からヒアリングを行った後、パブリックコメントを経て、「対応指針」の改定を行った。

各主務大臣が定めた「対応指針」には、主務大臣や事業分野ごとに、障害種別ごとの障害特性や事業内容等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供等に関する様々な事例が記載されている。

「令和6年版障害者白書」では、そうした事例の一部について、関係すると考えられる障害種別ごとに「障害特性と主な配慮事項」と併せて整理し、紹介している。

(2) 不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供等の事例

不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供等に関する事例については、主務大臣や事業分野ごとに、障害種別ごとの障害特性や事業内容等を踏まえ、様々な事例が記載されているが、以下は、そうした事例の一部について、一部要約等を行い、同一又は類似した事例を記載している府省庁や事業分野の例を示した上で関係すると考えられる障害種別ごとに整理したものである。

なお、以下においては、事例を特定の障害種別に当てはめて記載しているが、事例を記載した障害種別以外の障害種別にも関係する場合もあることに注意する必要がある。

また、本項目に記載している「障害特性と主な配慮事項」はあくまでも一例であり、障害の種類は同じでも、程度や症状、必要とする配慮やニーズは多様であ

るため、画一的ではなく、柔軟に対応することが求められる。

【視覚障害】

〈障害特性と主な配慮事項〉

視覚障害には、全く見えない場合（全盲）と見えづらい場合（視機能の障害）がある。

[見えづらい場合]

- ・細部がよくわからない
- ・光がまぶしい
- ・暗いところで見えにくい
- ・見える範囲が狭い（視野の一部が欠けたり、望遠鏡でのぞいているような見え方）
- ・特定の色がわかりにくい

【主な配慮事項】

- 一人で行動することが困難
（具体例）慣れていない場所では、一人で移動することが難しい方が多い。
- 音声を中心に情報を得ている
（具体例）視覚から情報が得にくいため、音や音声、手で触ることにより情報を入力している。
- 文字の読み書きが困難
（具体例）文書を読むことや書類に文字を記入することが難しい方が多い。

【視覚障害に関係すると考えられる事例】

〈正当な理由がないため、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例〉

- 車椅子使用者、白杖使用者等外見上障害者と認識して止まることなく、乗車を拒否する。又は障害者と認識した時点で、乗車を拒否する。（国土交通省・一般乗用旅客自動車運送業）

〈正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例〉

- 混雑時に視覚障害のある利用者から搭乗の補助を求められた場合において、状況を丁寧に説明した上で、周囲の混雑状況が解消するまで、待合スペースでの待機を提案する。（安全の確保）（国土交通省・航空運送業）
- 手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること。（障害者本人の損害発生防止の観点）（内閣府、国家公安委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）

〈合理的配慮に該当すると考えられる配慮の例〉

- 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること。（内閣府、国家公安委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）
- 理容店や美容店で、視覚障害者の髪を切る際、次に何をするのか細かく声をかけるほか、カットの仕上がりを、頭を触って長さ等を確認してもらうこと。（厚生労働省・衛生分野）
- 障害者や介助者等からの意思の表明（障害特性によっては自らの意思を表現することが困難な場合があることに留意。）に応じて、重要事項説明や契約条件等の各種書類をテキストデータで提供する、ルビ振りを行う、書類の作成時に大きな文字を書きやすいように記入欄を広く設ける等、必要な調整を行う。（国土交通省・不動産業）
- 振込等の手続を行うに当たって、ATMの操作が困難な顧客を窓口へ誘導する場合に、振込手数料をATM利用時と同等に減額して取り扱う。（金融庁）
- スクリーン、手話通訳者、板書、教材等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること。（内閣府、国家公安委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）

〈合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例〉

- 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。（内閣府、国家公安委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）
- 視覚障害者が、点字ブロックのないイベント会場内の移動に必要な介助を求める場合に、「安全上何かあったら困る」という理由で移動介助の可能性を検討せず、一律に介助を断ること。（文部科学省）

〈合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例〉

- 店舗等において、混雑時に視覚障害のある者から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、店員が買物リストを書き留めて商品を準備することができる旨を提案すること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）（内閣府、国家公安委員会、こども家庭庁、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）
- 図書館等において、混雑時に視覚障害者から職員等に対し、館内を付き添って利

用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）（文部科学省）

〈合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例〉

- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮の提供）とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないように、ウェブサイトの改良を行う（環境の整備）。（内閣府、国家公安委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

【聴覚・言語障害】

〈障害特性と主な配慮事項〉

聴覚障害には、全く聞こえない場合と聞こえにくい場合がある。また、言語障害を伴う場合とほとんど伴わない場合もあり、言語障害のある場合にはその状況等に応じて他者とのコミュニケーションに困難を生じる場合がある。

【主な配慮事項】

- 外見からわかりにくい
（具体例）外見からは聞こえないことがわかりにくいため、挨拶したのに返事をしないなどと誤解されることがある。
- 視覚を中心に情報を得ている
（具体例）音や音声による情報が得にくく、文字や図などの視覚により情報を入手している。
- 声に出して話せても聞こえているとは限らない
（具体例）聴覚障害のある方の中には声に出して話せる方もいるが、相手の話は聞こえていない場合がある。
- 補聴器や人工内耳を付けても会話が通じるとは限らない
（具体例）補聴器や人工内耳を付けている方もいるが、それらを使用しても、明瞭に聞こえているとは限らず、相手の口の形を読み取るなど、視覚による情報で話の内容を補っている方も多い。

【聴覚・言語障害に関係すると考えられる事例】

〈正当な理由がないため、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例〉

- 緊急事態が起きた時、非常ベルや館内放送があっても気づかないので、危険であるとの理由で、聴覚障害者の宿泊を断ること。（厚生労働省・衛生分野（旅館

業))

〈合理的配慮に該当すると考えられる配慮の例〉

- (聴覚に障害のある顧客に対しては、) パンフレット等の資料を用いて説明し、筆談を交えて要望等の聞き取りや確認を行う。(金融庁)
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。(国家公安委員会、環境省)
- 口話を読めるようにマスクを外して話をする事。(厚生労働省)
- スクリーン、手話通訳者、板書、教材等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること。(内閣府、国家公安委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省) 【再掲】

〈合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例〉

- 聴覚障害等のある者から入電があり、電話リレーサービスを介した問合せを希望する旨の意思の表明があった場合に、本人確認ができないこと等を理由に対応を拒否すること。(経済産業省)
- 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、自社マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。(内閣府、国家公安委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

〈合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例〉

- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする(環境の整備)とともに、申出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること。(合理的配慮の提供)(文部科学省)
- 公共インフラとしての電話リレーサービスや独自の手話通訳サービスの利用により、残高照会、取引照会、キャッシュカード等の紛失時の手続等を行えるよう、マニュアル等を整備し、職員に周知する(環境の整備)とともに、障害者から対応を求められた場合には、マニュアル等を踏まえ、適切に職員が対応する(合理的配慮の提供)。(金融庁)

【盲ろう】

〈障害特性と主な配慮事項〉

盲ろうは、視覚と聴覚の両方に障害がある状態をいう。見え方や聞こえ方の程度及

びその重なり方によって様々なタイプに分けられ、大きく4つのタイプがある。

見えない + 聞こえない = 全盲ろう

見えない + 聞こえにくい = 全盲難聴

見えにくい + 聞こえない = 弱視ろう

見えにくい + 聞こえにくい = 弱視難聴

【主な配慮事項】

○見え方の違い、聞こえ方の違いに加え、コミュニケーション方法も様々である

【盲ろうに関係すると考えられる事例】

〈合理的配慮に該当すると考えられる配慮の例〉

- （盲ろう者に対しては、）視覚・聴覚の両方に障害があることを踏まえ、本人の希望や障害の程度に応じて、手のひら書き等のほか、多様なコミュニケーション手段により情報の伝達及び本人の意思確認を行う。（金融庁、復興庁）
- 盲ろう者が使用する触手話や指点字ができる職員がいない際、手のひらに書く（手書き文字）コミュニケーション手段により、情報の伝達を行う。（厚生労働省・福祉分野）

その他、肢体不自由、内部障害・難病に起因する障害、知的障害、重症心身障害、精神障害、発達障害、その他、幅広い障害種別に関係すると考えられる事例について、掲載している。

3. 相談体制の整備

（1）基本的な考え方

「障害者差別解消法」第14条において、国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとされている。

また、「改正障害者差別解消法」において、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、国及び地方公共団体の連携協力や相談対応等を担う人材の育成及び確保のための措置等が明確化された。

「改正障害者差別解消法」施行後は、事業者からの相談も含め、障害を理由とする差別に関する相談が増加することが見込まれる。このような中で、障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するためには、相談対応等に当たり、国及び地方公共団体が役割分担・連携協力し、一体となって適切な対応を図ること、また、国や地方公共団体において相談対応等を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質の向上を図ることが重要となる。このため、「改定基本方針」においては、

- ・障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するには、公正・中立な立場である相談窓口等の担当者が、障害者や事業者等からの相談等に的確に応じるこ

とが必要であること

- ・相談対応等に際しては、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現に資する観点から、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められること、都道府県は、市区町村への助言や広域的・専門的な事案についての支援・連携を行うとともに、必要に応じて一次的な相談窓口等の役割を担うことが考えられること、国においては各府省庁が所掌する分野に応じて相談対応等を行うとともに、市区町村や都道府県のみでは対応が困難な事案について、適切な支援等を行う役割を担うことが考えられること
- ・このような国・都道府県・市区町村の役割分担を基本とし、適切な関係機関との間で連携・協力がなされ、国及び地方公共団体が一体となって適切な対応を図ることができるような取組を、内閣府が中心となり、各府省庁や地方公共団体と連携して推進することが重要であること
- ・内閣府においては、事業分野ごとの相談窓口の明確化を各府省庁に働きかけ、当該窓口一覧の作成・公表を行うほか、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討を進め、どの相談窓口等においても対応されないという事案が生じることがないように取り組むとともに、各相談窓口等に従事する人材の確保・育成の支援及び事例の収集・整理・提供を通じた相談窓口等の対応力の強化等にも取り組むこと
- ・国及び地方公共団体においては、必要な研修の実施等を通じて、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図ることが求められることなどが明記され、内閣府においては以下のような取組を実施している。

(2) 事業分野相談窓口

「改定基本方針」に基づき、内閣府において、関係省庁に働きかけを行い、各事業分野における国の相談窓口について、整理・一覧化し、「事業分野相談窓口（対応指針関係）」として、内閣府ホームページに公表している。

(3) 相談窓口試行事業「つなぐ窓口」

内閣府においては、2023年10月から2025年3月まで、障害のある人や事業者、都道府県・市区町村等からの障害者差別に関する相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口として、「つなぐ窓口」を試行的に実施している。

(4) 人材の確保・育成

内閣府においては、2022年度は「障害を理由とする差別の解消に向けた事例の収集・分析に係る調査研究」として国や地方公共団体の相談窓口等の担当者が相談対応業務を行うに当たり「障害者差別解消法」や「改定基本方針」に沿った事案

の分析・対応の検討を行う際の参考資料となるような相談対応ケーススタディ集を作成した。同ケーススタディ集は内閣府ホームページにおいて公表している。

2023年度は「障害を理由とする差別の解消に向けた相談対応等に係る調査研究」として、障害当事者や有識者による検討会を立ち上げ、同検討会での議論を踏まえ、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資する相談対応マニュアル（「障害を理由とする差別の解消の推進 国・地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアル」）を作成した。同相談対応マニュアルは、実践編と法令編の二部で構成されており、実践編には、関係機関の役割や、相談対応の一連の流れや留意事項等、個別具体の相談事案への適切な対応に資する事項等を盛り込み、法令編には、「障害者差別解消法」等の基本的な法令知識や関係する相談窓口の連絡先等が盛り込まれている。

○TOPICS：相談窓口試行事業「つなぐ窓口」（2023年10月16日設置）

1. 相談窓口試行事業「つなぐ窓口」について

「改定基本方針」において、内閣府において、障害のある人や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討を進め、どの相談窓口等においても対応されないという事案が生じることがないように取り組むことが明記された。

これを受け、内閣府では2023年10月から2025年3月まで、「障害者差別解消法」に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口に通滑につなげるための調整・取次を行う役割を担う相談窓口である「つなぐ窓口」を試行的に実施している。

2. 「つなぐ窓口」による相談対応の基本的な流れ

「つなぐ窓口」では、「障害者差別解消法」に関する説明を行うとともに、相談者の希望等に応じて、適切な自治体・各府省庁等の相談窓口と調整を行い、事案の取次を行っている。

「つなぐ窓口」で取次を行った事案については、取次を受けた自治体・各府省庁等の相談窓口が取り次がれた事案の内容等を踏まえ、事実確認や事案解決に向けた調整等を行うこととしている。

3. 「つなぐ窓口」での相談件数

① 相談対応件数（2023年10月16日～2024年3月31日）：1,163件

（うち、障害のある人やその家族等817件、事業者209件、自治体等52件、その他85件）

2023年10月は、100件

（障害者等が85%、事業者が4%、自治体等が5%、その他が6%）

2023年11月は、158件

（障害者等が62.7%、事業者が19.6%、自治体等が8.2%、その他が9.5%）

2023年12月は、198件

(障害者等が74.7%、事業者が13.6%、自治体等が5.1%、その他が6.6%)

2024年1月は、160件

(障害者等が70.0%、事業者が18.8%、自治体等が1.9%、その他が9.4%)

2024年2月は、211件

(障害者等が63.5%、事業者が24.2%、自治体等が3.8%、その他が8.5%)

2024年3月は、336件

(障害者等が71.1%、事業者が19.6%、自治体等が3.9%、その他が5.4%)

上記データは内閣府調べ

②①のうち、自治体等取次案件は、121件(※)

※2024年3月31日現在において、国や自治体等に取り次いだ案件及び取り次ぐこととしている案件の合計件数

③ 障害者差別に関する主な相談内容の例

「つなぐ窓口」に寄せられる相談の内容は様々であるが、比較的多くみられる相談内容としては、以下のようなものがあげられる。

障害のある人からの相談

- ・事業者から差別的な対応をされたため、対応を改め謝罪を求めたい。
- ・事業者に合理的配慮の提供を求めたが、対応してもらえなかったため、対応するよう事業者と調整してほしい。

事業者からの相談

- ・「改正障害者差別解消法」の施行により何がかわるのか教えてほしい。
- ・「改正障害者差別解消法」の施行により合理的配慮の提供が義務化されると聞いたが、具体的に何をすればよいのか教えてほしい。
- ・「改正障害者差別解消法」により施設のバリアフリー化やウェブアクセシビリティの確保は義務化されるのか教えてほしい。

4. 障害者の差別解消に向けたその他の取組等

(1) 周知・啓発

政府においては、障害者の差別解消に向けた国民各層の関心と理解を深めるとともに、建設的対話による相互理解を通じた合理的配慮の提供等を推進するため、必要な周知・啓発活動を行うこととしている。

内閣府では以下のような周知・啓発活動に取り組んでおり、これらの活用を通じて、「障害者差別解消法」に対する国民の理解が一層深まることが期待される。

内閣府における周知・啓発の取組

- ・事業者を対象に、「改正障害者差別解消法」の説明や有識者による講演を内容とす

るオンライン説明会を2023年11月に合計8回実施。また、2023年12月には、「改正障害者差別解消法」の説明動画を内閣府ホームページに掲載。

- 2021年度から、事業者団体、障害者団体等が主催する講演会等において、「改正障害者差別解消法」の説明・周知を実施。2023年度は合計10回開催。
- 2021年度から、地方公共団体職員等を対象に、「改正障害者差別解消法」の説明、有識者による講演、グループディスカッションを内容とする「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化ブロック研修会」を実施。2023年度は合計6回開催。
- 政府広報
 - ①新聞広告（2023年10月）
「改正障害者差別解消法」に関する突出し広告を掲載。（全国紙、ブロック紙、地方紙 合計73紙）
 - ②インターネット広告（2023年12月以降）
「改正障害者差別解消法」に関するインターネット広告を実施。
 - ③政府広報オンライン（2024年2月）
「改正障害者差別解消法」に関する広報動画・解説記事を掲載。
- 合理的配慮の提供や環境の整備に関する事例を関係省庁、地方公共団体、障害者団体等から収集し、障害種別や生活場面別に整理した上で、「合理的配慮の提供等事例集」として取りまとめ、内閣府ホームページに掲載。
- 事業者や行政機関等における「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」など、「障害者差別解消法」により定められている事項について一層の広報啓発を推進することを目的として、「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」を2022年3月に公開。2023年には同サイト上で「障害者差別解消に関する事例データベース」も公開。
- 「改正障害者差別解消法」や「つなぐ窓口」に関するリーフレットやチラシを制作し、内閣府ホームページに掲載。音声コードの付与、大活字版の制作など、多様な利用者に配慮した情報保障を実施。

（2）障害者差別解消支援地域協議会の設置の促進

2023年4月1日時点において、全ての都道府県及び指定都市が「地域協議会」を設置しているほか、中核市等においては88%、一般市においては74%、町村においては51%が設置しており、一般市や町村における設置割合についても増加傾向にある。

しかしながら、比較的小規模の地方公共団体を中心に未設置の地方公共団体が多く、その理由としては人員不足や専門的な知識不足などがあげられている。

このため、「改定基本方針」においては、内閣府において、地方公共団体の担当者向けの研修の実施を通じ、地域における好事例が他の地域において共有されるための支援を行うなど、体制整備を促進することとしている。こうした状況を踏まえ、各都道府県等で「地域協議会」の設置や活性化に向けた的確な助言等ができる人材育成等を図ることを目的とした「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化ブロック研修会」を、2023年度は6ブロック（北海道・東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州・沖縄）で開催した。

第2章 障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくり 広報・啓発等の推進

「障害者基本法」及び「障害者基本計画」の掲げる共生社会の実現を目指すためには、行政、民間企業・団体、マスメディア等、多様な主体が連携して、幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進することが必要である。

2023年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第5次）」では、「Ⅱ 基本的な考え方」として「理解促進・広報啓発に係る取組等の推進」を掲げている。また、本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念やいわゆる「社会モデル」の考え方について必要な広報啓発を推進するとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進めることとされている。

1. 障害者週間

「障害者基本法」第9条では、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」と規定している。この「障害者週間」は、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図り、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を一層深めることを目的として、実施するものである。

（1）障害者週間における具体的な取組の推進

内閣府では、「障害者基本法」の基本理念である、障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、同法に規定される「障害者週間」の趣旨を踏まえ、障害及び障害のある人に対する理解促進のための各種広報啓発事業等を行っている。

2023年度においては、次の取組を実施した。

ア 「障害者週間」関係表彰の実施

全国から障害のある人となない人との心の触れ合い体験をつづった「作文」及び障害のある人に対する国民の理解の促進等に資する「ポスター」を募集し、入賞作品の決定及び入賞者に対する表彰を行う。

内閣府では、2023年12月6日に「障害者週間」関係表彰式を実施し、最優秀賞受賞者（作文は4名、ポスターは2名）に対して表彰を行った。

イ 「障害者週間」作品展の開催（都道府県・指定都市からの推薦作品の広報活用）

入賞作品を含む全作品の原画及び「心の輪を広げる体験作文」の最優秀賞作品については、「障害者週間」の期間中、「作品展」を開催して展示・公開している。

ウ 「障害者週間」ワークショップの実施

体験をテーマに、障害の特性を知っていただくための疑似体験、障害者スポーツなどのワークショップを開催している。

エ 「障害者週間」オンラインセミナーの実施

障害及び障害のある人に関する理解を促進するため、オンライン配信により、障害者週間の趣旨にふさわしいセミナーを各団体等と連携して開催している。

（２）障害者週間における具体的な取組の推進（国（各省庁等）・都道府県・指定都市における取組）

内閣府では、「障害者週間」の全国的な展開を図るため、国（各省庁等）及び都道府県・指定都市と連携・協力を図り、「障害者週間」の実施に合わせた取組を推進している。

全国で「障害者週間」に合わせて行われる行事や取組については、国民が多くの行事等に参加し、障害及び障害のある人に対する理解を深めることができるよう、内閣府のホームページで公開している。

○国主催行事は、69件

○関係機関・団体主催行事は、25件

○都道府県・指定都市主催行事は、1,816件

※上記件数は、2023年12月時点で内閣府に登録のあったもの。

2. 各種の広報・啓発活動

（１）各種の週間・月間等の取組

このほか障害のある人への理解を深めるための広報・啓発活動として、9月1日から30日までの「障害者雇用支援月間」、10月23日から29日までの「第70回精神保健福祉普及運動」、12月4日から10日までの「第75回人権週間」、4月2日の「世界自閉症啓発デー」では、発達障害の啓発に関する動画コンテンツを作成し、世界自閉症啓発デー日本実行委員会のホームページで公開するとともに、東京タワーブルーライトアップ・啓発イベントを実施したほか、4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」においては、全国の地方公共団体等により様々な啓発活動が実施された。

（２）バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦やこども連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバ

ーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣及び高齢社会対策又は障害者施策を担当する大臣が、毎年度、表彰を行っており、2023年度は、6団体を表彰した。

(3) 世界メンタルヘルスデーイベントの開催

世界精神保健連盟(WFMH)が、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と定めている。

厚生労働省では、世界メンタルヘルスデーに合わせて、精神障害のある人に対する理解を深めるための普及啓発イベントなどを開催しており、2023年は著名人を招き、トークイベントを世界メンタルヘルスデー当日に開催し、後日、厚生労働省の世界メンタルヘルスデー特設サイトにて当日の様子を配信した。

(4) 心のサポーターの養成

うつ病等の精神疾患やメンタルヘルスに対する正しい知識と理解を持ち、これらの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心に行う支援者を養成するために、厚生労働省は、2021年度からモデル事業として「心のサポーター養成事業」を開始し、2024年3月末現在の心のサポーター養成者数は7,280人となっている。

3. ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」(平成30年法律第100号)に基づき、2022年度に政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表した。

4. 障害者施策に関する情報提供等

「障害者政策委員会」は、障害のある人を始め関係者の関心が高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、積極的な情報提供に配慮した。

2023年度は、対面とオンラインのハイブリット会議による開催とし、会議の映像及び音声、手話通訳並びに要約筆記を合成した動画をリアルタイムで配信し、視聴できることとした。また、その動画を内閣府のホームページにおいて一定期間公開し、会議資料を当日の会議開始と同時に内閣府のホームページに掲載するとともに、終了した会議については議事録を掲載している。

5. 障害者白書のマルチメディアダイジー化

視覚障害のある人や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格として用いられている情報システムである「マルチメディアダイジー」版を作成し、内閣府のホームページにおいて公表している。

6. 教育・福祉における取組

(1) 学校教育における取組—交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすることは、障害のない幼児児童生徒や地域の人々を含めた周囲の大人が障害のある子供や障害に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっている。

このため、学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。

(2) 地域住民への広報・啓発

社会教育施設等における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つと位置付け、青少年や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、地域住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を行っている。

7. ボランティア活動の推進

(1) 学校におけるボランティア教育

学習指導要領において、道徳、総合的な学習（探究）の時間等において、思いやりの心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを図っている。

また、高等学校等においては、ボランティア活動などの学校外における学修について、校長が教育上有益と認めるときは合計 36 単位を上限として単位として認定することが可能となっている。

(2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を実施している。「全国ボランティア・市民活動振興センター」では、ボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を実施している。

8. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。

警察では、採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習等、障害のある人や障害特性への理解を深めるための研修を実施している。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、各種研修の中で、人権擁護、精神

医学などの科目を設け、様々な特性を有する者への適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどしている。

更生保護官署職員に対しては、各種研修において、職員の経験や業務内容に応じ、障害のある人や障害特性に対する理解を深めるための講義等を実施している。

法務省の人権擁護機関では、中央省庁等の職員を対象とし、「人権に関する国家公務員等研修会」を、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象とし、「人権啓発指導者養成研修会」を実施している。このほか、検察職員、矯正施設職員、出入国在留管理庁職員及び裁判所職員に対する研修等に講師を派遣している。

9. 障害者統計の充実

「障害者の権利に関する条約」により障害者統計の充実が求められているほか、統計整備の観点からも、国連統計委員会は障害に関するデータ収集及び手段の精査を要請しており、国内でも「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期）（令和2年6月2日閣議決定）において施策上のニーズ等を踏まえた障害者統計の充実に図ることが盛り込まれた。

こうした状況の下、2019年度に、国際的に用いられている設問セットの比較等を含めた評価分析を内容とする調査研究を行った。調査研究の報告書では、2022年度までの実施を目途に、既存の基幹統計調査等について、障害のある人を捉える設問を導入すること及びその場合の具体的な設問の在り方を検討することが望まれるとした。

これを踏まえ、総務省では、2021年に実施した社会生活基本調査において、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどを把握し、厚生労働省では、2022年に実施した国民生活基礎調査において、日常生活における機能制限の程度に関する状況を把握した。

第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

第1節 障害のある子供の教育・育成に関する施策

1. 特別支援教育の充実

（1）特別支援教育の概要

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導や必要な支援を行う必要がある。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われている。特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、合理的配慮の提供を行いながら、必要な支援を行う必要がある。

2023年5月1日現在、特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校の特別支援学級の在籍者並びに小・中学校の通級による指導を受けている児童生徒の総数は約64万人となっており、増加傾向にある。また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合は、小・中学校においては約8.8%、高等学校においては約2.2%となっている。

（2）多様な学びの場の整備

ア 特別支援教育に関する指導の充実

① 多様な学びの場における教育

障害のある子供には、多様な学びの場が提供されている。2018年度からは高等学校段階における通級による指導が開始されている。障害のため通学して教育を受けることが困難な幼児児童生徒に対しては、教師を家庭、児童福祉施設や医療機関等に派遣して教育（訪問教育）を行っている。

2017年4月には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、2019年2月に特別支援学校高等部学習指導要領を公示した。

特別支援教育については、学習指導要領等において、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととしている。また、「障害者基本計画（第5次）」においても、障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、医療、保健等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を促進することが明記された。

2023年3月13日に公表された、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告において示された方向性を踏まえ、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設することについて、「障害者基本計画（第5次）」に明記されたところであり、2024年度から新規事業として実施すべく関連予算を計上している。

② 障害のある児童生徒の教科書・教材の充実

特別支援学校の児童生徒にとっては、検定済教科書が必ずしも適切ではない場合があり、特別な配慮の下に作成された教科書が必要となる。文部科学省では、点字版の教科書、聴覚障害者用の国語（小学部は言語指導、中学部は言語）、知的障害者用の国語、算数（数学）、音楽及び生活の教科書を作成している。

さらに、特別支援学校及び特別支援学級においては、検定済教科書又は文部科学省著作の教科書以外の図書を教科書として使用することができる。

また、文部科学省においては、拡大教科書など、障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等の普及を図っている。

近年の教育の情報化に伴い、2020年度から実施されている学習指導要領を踏

まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、2018年に「学校教育法」（昭和22年法律第26号）等の改正等を行い、2019年度より、視覚障害や発達障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、学習者用デジタル教科書を使用することができることとなった。これに関し、文部科学省では、2023年度において、特別支援学校及び特別支援学級を含む全国全ての小・中学校等を対象として、英語等の学習者用デジタル教科書を提供し普及促進を図る事業等を実施した。

③ 学級編制及び教職員定数

公立の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては、障害の状態や能力・適性等が多様な児童生徒が在籍し、一人一人に応じた指導や配慮が特に必要であるため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和36年法律第188号）に基づき、学級編制や教職員定数について特別の配慮がなされている。

④ 教員の専門性の確保

教員の資質向上を図るため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、特別支援教育関係の教員等に対する研修や講義配信を行っているほか、独立行政法人教職員支援機構においても、各地域の中心的な役割を担う教員を育成する研修において、特別支援教育に関する内容が含まれている。

2022年3月31日に取りまとめられた「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告を踏まえ、特別支援教育を担う教師の専門性の向上のための取組に関して説明会や通知で教育委員会等における取組を促しているほか、2023年度には現状把握のための各種調査を実施した。

⑤ 特別支援学校教諭免許状

特別支援学校教諭免許状の取得のためには、様々な障害についての基礎的な知識・理解と同時に、特定の障害についての専門性を確保することとなっているため、大学などにおける特別支援教育に関する科目の修得状況などに応じ、教授可能な障害の種別を定めて授与することとしている。

なお、特別支援学校教諭免許状については、「教育職員免許法」（昭和24年法律第147号）上、当分の間、幼稚園、小・中学校及び高等学校の免許状のみで特別支援学校の教師となることが可能とされているが、専門性確保の観点から保有率を向上させることが必要である。

⑥ 支援スタッフの積極的な登用

教師以外の支援スタッフの登用も積極的に進めている。「特別支援教育支援員」の配置にかかる地方財政措置の拡充等を進めている。2023年度においては、特別支援教育支援員について、69,500人分の地方財政措置が講じられ、医療的ケア看護職員について、3,740人分の配置にかかる補助を行った。

また、地方公共団体において、2021年8月に、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員を学校教育法施行規則上に位置付けた。

イ 学校施設のバリアフリー化

文部科学省では、2025年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定め、学校施設におけるバリアフリー化の取組に対する支援の一つとして、バリアフリー化に関する施設整備に対して国庫補助を行っている。

ウ 専門機関の機能の充実と多様化（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、各都道府県等において指導的立場に立つ教職員等を対象に、「特別支援教育専門研修」や高等学校における通級による指導などに関する「指導者研究協議会」を実施しているほか、特別支援学校の教師の免許状保有率の向上に資する免許法認定通信教育を実施している。また、必要かつ有益な情報を提供するため、文部科学省、厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンターと共同運営する「発達障害ナビポータル」などにより情報発信を行っている。さらに、地域における特別支援教育の理解・啓発の進展を図るため、ブロックごとに行う「特別支援教育推進セミナー」を実施するなど理解啓発活動も行っている。

このほか、都道府県及び市町村が直面する課題について、都道府県及び市区町村教育委員会と協働して実施する「地域支援事業」等を行っている。

（3）充実した支援体制の整備

ア 切れ目ない支援体制整備

文部科学省では、特別な支援が必要な子供が、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を受けられる体制の整備に必要な経費（①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発などに係る経費）の一部を補助する事業を実施するなどして、教育委員会や学校等における取組を推進している。

イ 教育と福祉等の連携

学校と障害福祉サービス事業者との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。文部科学省と厚生労働省では、両省連携による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを2017年12月に発足させ、2018年3月に、報告書を取りまとめた。

文部科学省では、2018年8月に、「学校教育法施行規則」（昭和22年文部省令第11号）の一部改正を行い、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、児童生徒等又はその保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととした。また、2019年度から3年間にわたり、学校と障害児通所支援事業所の連携促進

に資するため、マニュアルを作成するモデル事業に取り組み、周知を図っている。

さらに、2023年4月には、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省合同で「障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」が設置された。

ウ 発達障害のある子供に対する支援

「学校教育法の一部を改正する法律」（平成18年法律第80号）により、いずれの学校においても、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を推進することが法律上明確に規定された。

2016年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第64号）が公布・施行され、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮すること等が規定された。

そして、2023年度より、専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の実施に向けたモデル構築や管理職を始めとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築等に関する研究を実施している。

こども家庭庁では、発達障害児等の福祉の向上を図ると共にインクルージョンを推進することを目的に「巡回支援専門員整備」を進めている。

エ 医療的ケアが必要な子供に対する支援

文部科学省が実施した学校における医療的ケアに関する調査の結果によると、特別支援学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数は増加傾向にある。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）が2021年9月に施行された。このような状況を踏まえ、文部科学省では、医療的ケアの環境整備の充実を図るため、教育委員会や学校等における取組を支援している。

近年、小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施している。また、2023年度においては各自治体等の医療的ケア児の支援体制に関する調査等を通して、医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題の整理を行う調査研究を行った。

また、2022年度の診療報酬改定において、算定対象先が追加され、文部科学省では、診療報酬改定を踏まえ、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの留意事項等を整理し、教育委員会等に周知している。また、2024年度の診療報酬改定において、歯科医師から学校歯科医等に対して必要な情報を提供した場合の評価が新設された。

オ 私学助成

私立の小学校から大学における障害のある児童・生徒等の就学への配慮や、特別支援学校、特別支援学級を置く小・中学校及び障害のある幼児が就園している幼稚園等の果たす役割の重要性から、これらの学校の教育環境の維持向上及び

保護者の経済的負担の軽減を図るため、国は経常的経費の一部の補助等を行っている。

カ 家庭への支援等

2023 年度からは、新たに高等学校に就学する視覚障害のある生徒への「教科用図書購入費」についても補助対象とし、「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」について、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等への就学予定者の保護者等のうち、要保護児童生徒などの特に支援が必要な保護者等に対して、就学前に支給を実施した場合も補助対象とすることに加え、補助上限額の引き上げも行った。

2. 障害のある子供に対する福祉の推進

(1) 障害児保育の推進

2015 年度より施行した子ども・子育て支援制度においては、①保育所、幼稚園、認定こども園において、障害のある児童等の特別な支援が必要な子供を受け入れ、地域関係機関との連携や、相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者を配置、②地域型保育事業について、障害のある児童を受け入れた場合に特別な支援が必要な児童 2 人に対し保育士 1 人の配置を行っている。

さらに、2017 年度より開始した「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野に「障害児保育」を盛り込み、障害児保育を担当する職員の専門性の向上を図っている。

加えて、障害児保育に係る地方交付税について、障害児保育に係る市町村の財政需要を的確に反映するため、各市町村の保育所等における「実際の受入障害児数」に応じて地方交付税を算定することとした。

(2) 放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入推進

障害のある児童の受入れを行っている放課後児童クラブは、年々、着実に増加しており、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費を補助している。

2017 年度からは、障害のある児童 3 人以上の受入れを行う場合について、更に 1 名の専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費の上乗せ補助や医療的ケア児の受入れを行う場合について、看護師等を配置するために必要な経費の補助を行っている。

さらに、2022 年度からは、障害のある児童 3 人以上の受入れを行う場合について、最大 3 名の職員を加配できるよう補助を拡充するとともに、医療的ケア児の受入れを行う場合について、看護師等が当該児童への送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設している。

(3) 療育体制の整備

ア 障害児支援の充実

障害のある児童に対しては、できるだけ早期に必要な発達支援等を行うことによって、基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要がある。

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、2019 年 10 月以降、就学前の障害児について、満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間を対象に、障害児通所支援・障害児入所支援の利用料を無償化している。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号）が 2024 年 4 月に施行されたほか、2023 年 4 月にこども家庭庁が創設され、障害児支援施策は同庁の下で子育て支援施策の中で一元的に推進されることとなった。

2023 年 12 月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の中で障害児については、個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要なこどもと捉えることが大切であり、全てのこどもの多様な育ちにに応じた支援ニーズの中で捉えるべきであるとされた。

イ 地域における支援体制の整備

地域で生活する障害のある児童やその家族を支えるため、「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等において発達支援や相談支援等を行っている。

こども家庭庁では、「医療的ケア児等総合支援事業」により各地域における支援体制の整備の推進等を図っている。

また、2023 年度から「地域障害児支援体制強化事業」により各都道府県における児童発達支援センター等の機能強化を始め、各地域における障害児の支援体制の強化を図っている。

2023 年 5 月には、「第 3 期障害児福祉計画」において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築、各都道府県、各圏域及び各市町村が、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける「医療的ケア児コーディネーター」を配置すること等を目標とするよう、同計画の基本指針を策定した。

加えて、2024 年 4 月の障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援センターを中核に、身近な地域で必要な発達支援が受けられる体制整備を進め、地域の障害児支援体制の充実を図ることとしている。

3. 社会的及び職業的自立の促進

(1) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。

障害のある人の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

文部科学省では、厚生労働省と連携し、各都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用することや、福祉関係機関と連携の下で就労への円滑な移行を図ることなど障害のある生徒の就労を支援するための取組の充実を促している。

(2) 高等教育等への修学の支援

障害のある人が障害を理由に高等教育への進学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要である。文部科学省では、出願資格について、必要に応じて改善することや、合理的配慮の提供により、障害のない学生と公平に入学試験を受けられるようにすることなど、適切な対応を求めている。

2024年4月に、「改正障害者差別解消法」が施行され、全ての大学等において、合理的配慮の提供が法的義務となること等を踏まえ、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、検討結果を「第三次まとめ」としてとりまとめ、各大学等へ周知した。併せて、大学や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成し、高等教育機関全体における障害学生支援体制の推進を図る「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」を実施した。

大学入学共通テストや各大学の個別試験において、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、パソコンの利用、試験時間の延長、代筆解答、試験問題の人による読み上げ等の受験上の配慮を実施している。

学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、エレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備を進めるとともに、支障なく学生生活を送れるよう、各大学等において授業支援等の教育上の配慮が行われている。

(3) 地域における学習機会の提供

障害のある子供の学校外活動や学校教育終了後における活動等を支援するためには、地域における学習機会の確保・充実を図るとともに、障害のある人が地域の人々と共に、地域における学習活動に参加しやすいように配慮を行う必要がある。

文部科学省では、公民館や図書館といった社会教育施設について、それぞれの施設に関する望ましい基準を定めるなど、障害の有無にかかわらず利用しやすい施設となるよう促している。

(4) 生涯を通じた学びの支援

障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の

一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要である。

文部科学省では、「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発等に関する実践研究及び生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究を行っており、「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」、「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」、「大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築」の3メニューで、障害のある人の多様な学びの場の創出や持続可能な体制整備等の実現に向けた取組を実施した。

障害のある人の学びに関する普及・啓発や人材育成に向けた取組では、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を主催し、2023年度は全国13か所において開催した。2023年10月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校@SHIBUYA～障害の有無をこえて、共に学び、創るフォーラム～」を、開催した。そのほか、障害のある方の生涯学習を支える活動について他の模範と認められるものに対して、その功績を称える文部科学大臣表彰を行っている。

第2節 雇用・就労の促進施策

1. 障害のある人の雇用の場の拡大

(1) 障害者雇用の現状

ア 2023年障害者雇用状況報告

対象障害者を1人以上雇用する義務がある民間企業（常用雇用労働者数43.5人以上）については、毎年6月1日時点の障害者雇用の状況を報告することになっている。2023年の報告結果は次のとおりである。

なお、障害者雇用状況報告では、重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

また、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

① 民間企業の状況

2023年6月1日現在の障害者雇用状況は、雇用障害者数が20年連続で過去最高を更新し、642,178.0人（前年同日613,958.0人）となるなど、一層進展している。また、障害者である労働者の実数は534,788人（前年同日516,447人）となった。

また、民間企業が雇用している障害者の割合（以下「実雇用率」という。）は2.33%（前年同日2.25%）であり、初めて実雇用率が報告時点の法定雇用率（2023年は2.3%）を上回った。

雇用されている障害者数については、全ての企業規模で前年の報告より増加した。

② 国・地方公共団体の状況

2023年6月1日現在の国の機関（法定雇用率2.6%）に在職している障害者の割合、勤務している障害者数はそれぞれ2.92%、9,940.0人であった。

また、都道府県の機関（法定雇用率2.6%）は2.96%、10,627.5人であり、市町村の機関（法定雇用率2.6%）は2.63%、35,611.5人であった。

さらに、都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）は2.34%、16,999.0人であった。

イ ハローワークの職業紹介状況

2022年度のハローワークを通じた就職件数は、102,537件（前年度比6.6%増）であった。

また、新規求職申込件数は233,429件（前年度比4.2%増）であった。

（2）障害のある人の雇用対策について

ア 障害のある人の雇用対策の基本的枠組み

障害者施策の基本理念である、共生社会の実現のためには、職業を通じた社会参加が重要である。この考え方の下に障害のある人の雇用対策を推進している。

「障害者雇用促進法」の一部改正を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、2022年12月に成立した（2024年4月1日施行。一部の規定は、2023年4月1日施行、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行）。

「障害者雇用促進法」の主な改正内容は、事業主の責務として、障害のある人の職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことを明確化すること、特に短い労働時間（週所定労働時間10時間以上20時間未満）で働く重度の身体・知的障害者及び精神障害者の就労機会の拡大を図るため、特例的に実雇用率において算定できるようにすること、障害者雇用調整金等の支給方法の見直しや、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化すること等である。

イ 障害者雇用率制度及び法定雇用率の達成に向けた指導

① 障害者雇用率制度

（ア）障害者雇用率制度

「障害者雇用促進法」では、民間企業等に対し、一定の割合（障害者雇用率）以上の障害のある人の雇用を義務付けている。2021年3月1日からは、0.1%の引上げを行い、2.3%となった。

また、2023年4月からの民間企業における新たな障害者雇用率は2.7%としており、その引上げについては、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、2023年度は2.3%に据え置き、2024年4月から2.5%、2026年7月から2.7%と段階的に実施する。国等の公的機関については、2023年4月から

の新たな法定雇用率は3.0%（教育委員会は2.9%）とし、段階的な引上げに係る対応（引上げ時期及び引上げ幅）は民間事業主と同様としている。

（イ）特例子会社制度等の特例措置

事業主が障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社（特例子会社）を設立した場合には、一定の要件の下でこの特例子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されている者とみなして、実雇用率を算定できる特例措置（特例子会社制度）を設けている。2023年6月1日現在で598社を特例子会社として認定している。

② 法定雇用率の達成に向けた指導の一層の促進

（ア）民間企業等に対する指導等

実雇用率の著しく低い民間企業に対しては、ハローワークが障害のある人の雇入れに関する2年間の計画の作成を命じ、当該計画に基づいて障害のある人の雇用を進めるよう継続的な指導を実施している。また、雇入れ計画を作成したものの、障害のある人の雇用が進んでいない企業に対しては、雇入れ計画の適正な実施に関する勧告を行い、計画終期で一定の改善がみられなかった企業に対し企業名公表を前提とした特別指導を行っている。

一連の指導にもかかわらず改善がみられない企業については、企業名を公表している。

（イ）国・地方公共団体に対する指導等

国及び地方公共団体の機関については、民間企業に率先して障害のある人の雇入れを行うべき立場にあり、全ての公的機関における毎年6月1日現在の雇用状況を発表している。

未達成である機関については、障害のある人の採用に関する計画を作成しなければならず、その計画が適正に実施されていない場合には、各機関の任命権者に対し、計画が適正に実施されるよう勧告を行っている。

ウ 障害者雇用納付金制度

「障害者雇用促進法」は、障害者雇用率制度に加え、障害者雇用納付金制度を設けている。この制度では、障害者雇用率未達成の民間企業（常用雇用労働者数100人超）から納付金を徴収するとともに、一定水準を超えて障害のある人を雇用している民間業に対して、障害者雇用調整金、報奨金を支給している。

このほか、障害のある人を雇い入れるために施設、設備の改善等を行う事業主等に対する助成金の支給や在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する在宅就業障害者特例調整金等の支給を行っている。

エ 職業リハビリテーションの実施

障害のある人が職業を通じて社会参加できるよう、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの機関を中心に、障害のある人が希望や能力、適性に応じた職場に就き、就労を継続し、職業生活において自

立を図ることができるようにするための支援を実施している。

オ 助成金等による企業支援や普及啓発活動

国では、民間企業が無理なく、かつ積極的に障害のある人を雇用できるよう、障害のある人を雇用した場合などに助成金を支給している。

また、障害のある人の雇用義務の対象であるものの障害のある人を1人も雇用していない民間企業等を対象に、ハローワーク等が中心となって就労支援機関等と連携した「障害者雇用推進チーム」を設置し、民間企業ごとの状況やニーズ等に合わせて採用に向けた準備から職場定着まで一貫した支援を行う「企業向けチーム支援」を行っている。2024年4月からは、障害者雇用の経験やノウハウが不足する事業主に対して障害者の一連の雇用管理に関する相談援助の事業を行った事業者に対する助成制度を創設し、民間事業者による取組も推進している。

このほか、民間企業等が積極的に障害のある人の雇用を進めるためには、障害のある人の雇用管理に関する先進的な事例等を普及啓発する必要がある。そのため、各種マニュアル等を発行し、民間企業等への配布等を通じて障害のある人の雇用の啓発を行っている。2020年度より、障害者の雇用の促進等に関する事業主の取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行い、認定された事業主について、その商品等に厚生労働大臣の定める表示（認定マーク（愛称：もにす））を付すことができる中小事業主に対するもにす認定制度を設けている。

また、厚生労働省では、毎年9月の「障害者雇用支援月間」に障害のある人を積極的に多数雇用している事業所、職業人として模範的な業績をあげている勤労障害者等に対し、厚生労働大臣表彰を行っている。2023年度には9の障害者雇用優良事業所、1名の障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した個人及び10名の優秀勤労障害者の表彰を行った。

カ 税制上の特例措置

障害のある人を雇用する民間企業に対し、税制上の特例措置を講じている。具体的には、障害者作業施設設置等助成金等の支給を受け、それを固定資産の取得又は改良に使った場合、その助成金分は、圧縮記帳により損金算入（法人税）、又は総収入金額に不算入（所得税）とする取扱い等を講じている。

キ 障害者差別禁止と合理的配慮の提供

雇用分野において障害があることを理由とした差別を禁止し、過重な負担とならない限り、合理的配慮の提供を事業主に義務付けている。

都道府県労働局・ハローワークにおいて事業主・障害のある人からの相談に応じ、必要な場合は事業主に助言・指導等を行っているほか、都道府県労働局長による紛争解決の援助や障害者雇用調停会議を行っている。

(3) 公務部門における障害者雇用について

ア 障害のある人の活躍の場の拡大に関する措置

国及び地方公共団体の機関については、民間企業に率先して障害のある人の雇入れを行うべき立場にある。2018年の公務部門における障害者雇用の不適切計上事案が明らかになったことを踏まえ、雇用率の達成はもとより、雇用の質の向上を実現するため、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員の選任義務等に加え、2020年4月からは障害者活躍推進計画の作成・公表義務を課しており、各機関においては当該計画に基づき障害者雇用を進めるとともに、その取組状況について点検し、毎年公表しなければならないとされている。

イ 国の行政機関における雇用率の達成や障害のある人の活躍の場の拡大を図るための支援策

① 支援体制の整備

国及び地方公共団体においては、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員を選任しなければならないとされており、障害者職業生活相談員については、「障害者職業生活相談員資格認定講習」の受講等を選任要件としており、当該講習は厚生労働省において実施している。

② 障害者雇用に関する理解の促進

人事院において、一般職国家公務員における合理的配慮の考え方等を定めた「職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針（国家公務員の合理的配慮指針）」を2018年12月に策定するとともに、2020年1月には各府省において提供された合理的配慮の事例を把握し、厚生労働省とも連携して取りまとめ、各府省に提供している。

内閣人事局を中心として厚生労働省、人事院の協力の下、公務部門において障害のある人を雇用する際に必要となる基礎知識や支援策等を整理した「公務部門における障害者雇用マニュアル」を2019年3月に作成した（「障害者雇用促進法」の改正内容を踏まえ、2024年1月に改訂）。

厚生労働省において、国の機関における障害者雇用に関する理解の促進を図るため、以下の取組を実施している。

- ・ 障害者雇用の際に必要な設備改善・機器導入に関する情報について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に蓄積されたノウハウ・情報の提供
- ・ 障害のある人の働きやすい職場環境づくりや障害特性に応じた雇用管理を内容とする「障害者雇用セミナー」の開催
- ・ 精神・発達障害の特性を正しく理解し、職場でこれら障害者を温かく見守り、支援する応援者となるための「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」（あわせて同講座のe-ラーニング版を提供）を実施
- ・ 各府省における障害者雇用の取組を好事例として収集し、各府省に共有

(2023年9月に更新)

③ 職場実習の実施

厚生労働省において、各府省における障害のある人の採用に向けた着実な取組を推進するため、各府省等の人事担当者等を対象に、各府省が行う特別支援学校等と連携した職場実習の実施に向けた支援を実施している。

④ 職場定着支援等の推進

厚生労働省において、ハローワーク等に各府省からの職場定着に関する相談を受け付ける窓口を設置して、各府省において働く障害のある人やその上司・同僚からの相談に応じるほか、専門の支援者を配置して各府省からの要請等に応じて職場適応支援を実施している。

また、各府省が自ら職場適応に係る支援を適切に行えるようにするため、職員の中から選任した支援者に必要な支援スキル等を付与する支援者向けセミナーを実施している。

2. 総合的支援施策の推進

(1) 障害のある人への地域における就労支援

障害のある人の就労支援の充実と活性化を図るため、雇用・福祉・教育・医療の一層の連携強化を図ることとし、ハローワークを中心とした関係機関とのチーム支援や、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進、障害者就業・生活支援センター事業等による支援などを実施している。

ア ハローワーク

専門窓口で、求職の登録の後にその技能、職業適性、知識、希望職種、身体能力等に基づき、個々の障害特性に応じた職業相談をし、安定した職場への就職・就職後の職場定着を支援している。

① ハローワークを中心とした「障害者向けチーム支援」

障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、就労移行支援事業所、特別支援学校、医療機関等の関係機関からなる「障害者就労支援チーム」を作り、就職に向けた準備から職場定着までの支援を行う「障害者向けチーム支援」を実施している。

② トライアル雇用

事業所が障害のある人を一定期間の試行雇用の形で受け入れ、障害のある人の適性や業務遂行可能性を見極め、障害のある人と事業主の相互理解を促進すること等を通じて、常用雇用への移行を促進する障害者トライアル雇用事業を実施している。

イ 地域障害者職業センター

ハローワークや地域の就労支援機関との連携の下に、個別性の高い専門的な支援を必要とする障害のある人を中心に、専門職の「障害者職業カウンセラー」により、職業評価、職業指導から就職後のアフターケアに至る職業リハビリテー

ションを専門的かつ総合的に実施している。

- ① 職業評価・職業指導及び職業リハビリテーション計画の策定
- ② 障害のある人の就職等を促進するための支援（職業準備支援）
- ③ 障害のある人の職場適応に関する支援（職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業）
- ④ 精神障害のある人等に対する総合雇用支援
- ⑤ 地域の関係機関に対する助言、研修その他の援助

ウ 障害者就業・生活支援センター

障害のある人の職業生活における自立を図るために、雇用や保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害のある人の身近な地域で就業面及び生活面の両面における一体的な支援を行っている（2024年4月現在337か所）。

就業やそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、就職に向けた準備支援や求職活動等の就業に関する相談と、健康管理等の生活に関する相談などを行っている。

（2）福祉的就労から一般就労への移行等の支援

ア 就労移行支援について

一般就労を希望する障害のある人が、できる限り一般就労が可能となるように、就労移行支援事業所では、在宅就労も含めて生産活動、職場体験等の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、職場定着の相談を行っている。

イ 就労継続支援A型について

雇用契約に基づき、継続的に就労可能な障害のある人に、生産活動等の機会の提供及びその他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労に向けた支援や職場への定着のための支援等を行っている。また、就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、2017年4月に改正した指定障害福祉サービス等基準に基づき、事業所の生産活動の収支を利用者に支払う賃金の総額以上とすることなどとした取扱いを徹底し、安易な事業参入の抑制を図るとともに、指定基準を満たさない事業所に経営改善計画の提出を求めることにより、事業所の経営状況を把握した上で地方公共団体が必要な指導・支援を行うことを通じ、事業所の安定運営を図るとともに、障害のある人の賃金の向上を図ることとした。

ウ 就労継続支援B型について

通常の仕事所に雇用されていた障害のある人であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の仕事所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の仕事所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を

行うとともに、一般就労に向けた支援や職場への定着のための支援等を行っている。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づく調達の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進している。

エ 就労定着支援について

就労移行支援等の障害福祉サービスを利用し、一般就労に移行した障害のある人に対して、一般就労に伴い生じる生活リズムの乱れや給料の浪費などの生活面や就業面の課題に対応できるよう、就職先企業や関係機関との連絡調整等の支援を一定期間にわたって行っている。

(3) 障害特性に応じた雇用支援策

ア 精神障害のある人への支援

ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、専門窓口では「精神・発達障害者雇用サポーター」などによる個々の障害特性に応じた相談支援を行うとともに、事業主に対し、精神障害のある人等の雇用に係る課題解決のための相談・助言を行っている。

厚生労働省では、精神障害のある人等の本人の障害に関する理解促進や支援機関同士での情報連携等を進め、事業主による採用選考時の本人理解や就職後の職場環境整備を促進することを目的として、精神障害のある人等が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮等を支援機関とともに整理し、就職や職場定着に向け、事業主や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツール「就労パスポート」を作成し、普及に向けた取組を行っている。

民間企業に対しては継続雇用する労働者へ移行することを目的に、週の所定労働時間10時間以上20時間未満から一定程度の期間をかけて、週の所定労働時間を20時間以上とすることを目指す「トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)」の支給などを行っている。

イ 発達障害のある人への支援

ハローワークでは、「精神・発達障害者雇用サポーター」を配置し、求職者支援や事業主が抱える発達障害のある人等の雇用に係る課題解決のための個別相談を実施している。

また、発達障害のある人をハローワーク等の職業紹介により新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対して、「特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)」を支給することにより、その雇用促進を図っている。

さらに、大学等における発達障害のある学生等の増加を踏まえ、就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携して支援対象者の早

期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施している。

ウ 難病のある人への支援

ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センター等の地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえた職業相談・職業紹介、定着支援等総合的な支援を実施している。

また、難病のある人をハローワーク等の職業紹介により新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対して、「特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」を支給することにより、その雇用促進を図っている。

エ 在宅就業への支援

① 在宅就業支援制度

自宅等で就業する障害のある人（在宅就業障害者）の就業機会の確保等を支援するため、直接又は在宅就業障害者に対する支援を行う団体を介して業務を発注した事業主に対して、障害のある人に対して業務の対価として支払われた金額に応じて、障害者雇用納付金制度で、在宅就業障害者特例調整金（常用雇用労働者数100人以下の事業主については在宅就業障害者特例報奨金）を支給する制度を運用している。

② 就労支援機器等の普及・啓発

従来、障害のある人が就労困難と考えられていた職業であっても、IT機器を利用することにより、就労の可能性が高まってきているため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、障害のある人や事業主のニーズに対応した就労支援機器に関する情報提供、貸出事業等を通じて、その普及・啓発に努めている。

③ テレワークによる勤務の支援

障害のある人の多様な働き方の推進や、通勤が困難な者、通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保の観点から、ICTを活用したテレワークを障害のある人の雇用においても普及することが重要である。このため、好事例集の作成やフォーラムの開催により、先進事例やノウハウを周知している。2024年度は、障害のある人のテレワーク雇用の導入を検討している企業等に対して、導入に向けた手順等の説明を行うセミナーや、個別相談による支援の実施も予定している。

また、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）について、テレワークによる勤務を行う者については、原則3か月のトライアル雇用期間を、6か月まで延長が可能としている。

（4）就労に向けた各種訓練の推進

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局においては、一般企業等

への就労を希望する障害のある人に対して、就労に必要な知識や技能を習得していただくために、障害福祉サービス（就労移行支援）を実施している。

（５）障害のある人の創業・起業等の支援

都道府県社会福祉協議会を実施主体として運営されている、生活福祉資金貸付制度の資金種類の1つとして、「福祉資金」が設けられており、障害者世帯が生業を営むために必要な経費や技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費等の貸付を行っている。

経済産業省では、地域経済を活性化させるため、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）の認定市区町村（2024年4月現在で1,490市区町村）において、新たに創業を行う者に対して、ワンストップで支援する体制を整備するとともに、税制面の優遇、融資制度などの支援策を行っており、障害のある人も活用できる制度となっている。

（６）障害のある人の就労支援における農福連携

障害者就労施設において、幅広い分野で農業活動等が取り込まれている。障害のある人の就労機会の確保や賃金・工賃の向上といった面のみならず、地域の農業における労働力不足への対応といった面でも意味のある取組であり、農業と福祉の連携の推進を図ることは重要となっている。

2019年4月に省庁横断の会議として「農福連携等推進会議」を設置し、2019年6月の第2回会議において、「農福連携等推進ビジョン」を策定し、当該取組を関係省庁等と連携して実施している。

農林水産省では、農業用ハウスや加工・販売施設の整備、休憩所等の安全・衛生設備の整備、農業技術を取得するための研修、農業分野での定着を支援する専門人材の育成等を支援している。

厚生労働省では、就労継続支援事業所に対する農業に係る指導・助言や6次産業化の推進を支援するための専門家の派遣、農業に取り組む就労継続支援事業所における農福連携マルシェ（市場）の開催等を支援している。

また、関係省庁が連携し、農福連携の優良事例の表彰・横展開の取組やポータルサイトによる情報発信等を実施し、農業と福祉の連携や、障害のある人の賃金・工賃の向上の推進に取り組むこととしている。

（７）職場での適応訓練

ア 職場適応訓練

障害のある人に対し、作業環境への適応を容易にし、訓練修了後も引き続き雇用されることを期待して、都道府県知事又は都道府県労働局長が民間事業主等に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には職場適応訓練費が支給される（訓練期間6か月以内）。また、重度の障害のある人に対しては、訓練期間を長くし、職場適応訓練費も増額している。

イ 職場適応訓練（短期）

障害のある人に対し、実際に従事することとなる仕事を経験させることにより、就業への自信を持たせ、事業主に対しては対象者の技能程度、適応性の有無等を把握させるため、都道府県知事又は都道府県労働局長が民間事業主等に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には、職場適応訓練費が支給される（訓練期間2週間以内（原則））。また、重度の障害のある人に対しては、訓練期間を長くし、職場適応訓練費も増額している。

（8）資格取得試験等（法務関係）における配慮

司法試験及び司法試験予備試験においては、障害のある人がその有する知識及び能力を答案等に表すに当たり、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコンの使用、拡大した問題集・答案用紙の配布、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、解答を作成するに当たってのパソコンの使用、拡大した答案用紙の配布、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。

司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定審査においては、その有する知識及び能力を答案等に表すことについて障害のない人と比較してハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する拡大鏡の使用や記述式試験の解答を作成するに当たってのパソコンの使用、また、試験時間の延長を認める等の措置を講じている。

（9）福祉施設等における仕事の確保に向けた取組

ア これまでの取組

官公需（官公庁の契約）を積極的に進めるため、2008年に「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）を改正し、地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から、クリーニングや発送作業などの役務の提供を受ける契約を追加する措置を講じた。

また、「障害者優先調達推進法」の施行（2013年4月）にあわせて、「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）を改正し、随意契約によることができる場合として、「慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき」を追加する措置を講じた。

イ 障害者優先調達推進法について

2013年4月から「障害者優先調達推進法」が施行され、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立の促進に資するため、国などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入することを進めるために、必要な措置を講じることとなった。当該法律に基づき、全ての省庁等で調達方針を策定し、障害者就労施設等が供給する物品等の調達に取り組んでお

り、2013年度に123億円であった国等における調達実績額が、2022年度には222億円まで増加している。

また、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（2018年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）において、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供するとともに、地方公共団体に対しても本基本方針を参考にしながら引き続き「障害者優先調達推進法」に基づく取組を推進するよう要請した。

(10) 職業能力開発の充実

ア 障害者職業能力開発校における職業訓練の推進

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度の障害のある人については、障害者職業能力開発校において、職業訓練を実施している。

入校者の障害の重度化・多様化が進んでいることを踏まえ、個々の訓練生の障害の態様を十分に考慮し、きめ細かい支援を行うとともに、職業訓練内容の充実を図っている。

障害者職業能力開発校の修了者における就職率については、「障害者基本計画（第5次）」において、2027年度に70%となるよう目標設定されており、2022年度は70.1%であった。

イ 一般の公共職業能力開発施設における受入れの促進

都道府県立の一般の公共職業能力開発施設において、精神保健福祉士等の相談体制の整備を図るとともに、精神障害のある人等の受入れに係るノウハウの普及や対応力の強化に取り組んでいる。

ウ 障害のある人の多様なニーズに対応した委託訓練

雇用・就業を希望する障害のある人の増加に対応し、居住する地域で職業訓練が受講できるよう、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等を活用した障害のある人の多様なニーズに対応した委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）を各都道府県において実施している。

障害者委託訓練は、主として座学により知識・技能の習得を図る「知識・技能習得訓練コース」、企業の現場を活用して実践的な職業能力の向上を図る「実践能力習得訓練コース」、通校が困難な人などを対象とした「e-ラーニングコース」、特別支援学校高等部等に在籍する生徒を対象とした「特別支援学校早期訓練コース」及び在職障害者を対象とした「在職者訓練コース」の5種類があり、個々の障害特性や企業の人材ニーズに応じて多様な職業訓練を行うことが可能な制度である。なお、障害者委託訓練修了者の就職率については、「障害者基本計画（第5次）」において、2027年度に55%となるよう目標設定されており、2022年度は49.1%であった。

エ 精神障害・発達障害のある人に対する職業訓練

都道府県が運営する障害者職業能力開発校で精神障害や発達障害のある人の障害特性に配慮した訓練コースの設置が円滑に行われるよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校において、訓練計画の策定、指導技法、訓練コース設置後のフォローアップ支援を行っている。

オ 障害のある人の職業能力開発に関する啓発

① 全国障害者技能競技大会（愛称：全国アビリンピック）の実施

障害のある人が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、全国アビリンピックの愛称の下、1972年から実施している。

2023年度には、愛知県常滑市で第43回大会が開催（11月17日～19日）された。

② 国際アビリンピックへの日本選手団の派遣

障害のある人の職業的自立意欲の増進と職業技能の向上を図るとともに、事業主及び社会一般の理解と認識を深め、更に国際親善を図ることを目的として、1981年10月に第1回大会が東京で開催され、以降おおむね4年に1度開催されている。第10回国際アビリンピックがフランス共和国メッス市において2023年3月に開催され、日本から30名の選手が参加した。

(11) 雇用の場における障害のある人の人権の確保

全国の法務局では、人権相談等により、雇用の場における障害のある人に対する差別的取扱い等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

第4章 日々の暮らしの基盤づくり

第1節 生活安定のための施策

1. 利用者本位の生活支援体制の整備

(1) 障害者総合支援法の沿革

障害保健福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体に障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人それぞれについて、住民に最も身近な市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正を行ってきた。

2006年4月1日に施行された「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）は、2012年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されている。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法を一部改正する法律」（平成28年法律第65号）の施行後3年を目途とする

見直しにより、社会保障審議会障害者部会において、2022年6月に報告書を取りまとめ、本報告書を踏まえ、2022年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）が成立した。改正法は、障害のある人の地域生活や就労の支援の強化等を主な内容としており、2024年4月より施行された。

（2）障害者総合支援法の概要

ア 障害福祉サービス

① 障害種別によらない一体的なサービス提供

2013年4月の「障害者総合支援法」の施行により、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなった。制度の対象となる疾病（難病等）については、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象となっていた130疾病を対象としていたが、難病医療費助成の対象となる指定難病の検討状況等を踏まえ、順次見直しを行い、2024年4月1日より369疾病を対象としている。

② 市町村による一元的な実施

「支援費制度」では、精神障害に係る一部のサービスなどの実施主体については、都道府県となっていたが、「障害者自立支援法」施行後は、市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップする仕組みに改め、より利用者に身近な市町村が責任を持って、障害のある人たちにサービスを提供できるようになっている。

イ 利用者本位のサービス体系

① 地域生活中心のサービス体系

「障害者総合支援法」により、2014年4月1日から、地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人に加えて、保護施設、矯正施設等に入所している障害のある人を地域移行支援の対象とすることとした。また、障害のある人が身近な地域において生活するための様々なニーズに対応する観点から、重度の肢体不自由者に加え、行動障害を有する知的障害のある人又は精神障害のある人を重度訪問介護の対象とすることとした。

② 「日中活動の場」と「住まいの場」の分離

地域生活への移行を進めていくため、「障害者自立支援法」では、障害のある人が、日中活動と居住の支援を自分で組み合わせて利用できるよう、昼のサービス（日中活動支援）と夜のサービス（居住支援）に分け（昼夜分離）、障害のある人が自分の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせて利用できるようにした。

また、この昼夜分離によって、入所施設に入所していない障害のある人も、入所施設が実施する日中活動支援のサービスを利用することができるように

なった。

「障害者自立支援法」における日中活動支援については、以下のように再編され、現在の「障害者総合支援法」でも同じ体系をとっている。

- ・療養介護
- ・生活介護
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・地域活動支援センター

③ 障害のある人の望む地域生活の支援

2016年の「障害者総合支援法」の一部改正では、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実を図るため、また、就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所から一般就労に移行する障害者数の増加を踏まえ、新たなサービスを創設した（2018年4月施行）。

④ 地域の限られた社会資源を活かす

障害のある人の身近なところにサービスの拠点を増やしていくためには、既存の限られた社会資源を活かし、地域の多様な状況に対応できるようにしていく必要がある。

このため、通所施設の民間の運営主体については、社会福祉法人に限られていたが、これを特定非営利活動法人、医療法人等、社会福祉法人以外の法人でも運営することができるように規制を緩和した。

ウ 福祉施設で働く障害のある人の一般就労への移行促進等

① 就労支援の強化

障害のある人が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する人には、できる限り一般就労が可能となるように支援を行い、一般就労が困難である人には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援を行ってきている。

② 工賃・賃金向上のための取組

都道府県は、2024年度から2026年度の新たな「工賃向上計画」を策定し、都道府県内の事業所に対し工賃向上のための経営等の支援や関係行政機関、地域の商工団体等の関係者と連携しながら、工賃向上に取り組んでいる。

さらに「工賃向上計画支援等事業」により、各都道府県への補助を通じて、就労継続支援事業所の利用者の工賃・賃金向上等を図るための取組を実施している。

エ 支給決定の透明化・明確化

① 障害程度区分の導入と障害支援区分への見直し

「支援費制度」では、支給決定に際して全国共通の利用ルール（支援の必要

度を判定する客観的基準) が定められていなかったことから、「障害者自立支援法」では、支援の必要度を判定する障害程度区分を導入した。

また、知的障害のある人や精神障害のある人等の特性に応じて適切に支援の必要度を判定できるよう、「障害者総合支援法」では障害程度区分を障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めている。

② 支給決定に係るプロセスの透明化等

「障害者総合支援法」における介護給付費等の支給決定を行うに当たっては、まず市町村が事前に障害のある人の面接調査を行い、その調査を基に障害支援区分の一次判定が行われ、さらに障害保健福祉の有識者などで構成される審査会での審査(二次判定)を経て、障害支援区分の認定が行われる仕組みなどとなっており、支給決定に係るプロセスの透明化が図られている。

また、この支給決定に係るプロセスは、障害支援区分に加え、障害のある人一人一人の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえて相談支援専門員等が作成したサービス等利用計画案を勘案して、適切な支給決定が行われるようにしている。

オ 費用をみんなで負担し合う仕組みの強化

① 国の費用負担の義務付け

「支援費制度」においては、居宅サービスに関する部分の費用については、国はその費用の一部を予算の範囲内で補助する仕組みとなっていたが、制度を安定的かつ継続的に運営するために、「障害者自立支援法」の施行以降は、国が義務的にその費用の一部を負担する仕組みとした。これにより、当初の予算の範囲を超えて居宅サービスの利用が急増したとしても、国及び都道府県は義務的に費用の一部負担を行うこととし、障害のある人が安心して制度を利用できるような形となった。

② 利用者負担

「障害者自立支援法」の施行以降は、サービスの利用者も含めて皆で制度を支え合うため、国の費用負担の義務付けと併せて、利用者については、所得階層ごとに設定された負担上限月額範囲内で負担することとした。

これに加えて、所得の少ない人については、個別減免の仕組みを設けるなど利用者負担の軽減措置を講じた。

2016年の「障害者総合支援法」の一部改正では、障害福祉サービスを利用してきた人が、65歳に達することにより介護保険サービスに移行することによって利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、一定の要件を満たした高齢障害者については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担(原則1割)をゼロにするという措置を講じた。

カ 障害福祉計画に基づく計画的なサービス基盤整備の推進

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」では、障害のある人に必要なサービスが提供されるよう、将来に向けた計画的なサービス提供体制の整備を進める観点から、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）に即して、市町村及び都道府県は、数値目標と必要なサービス量の見込み等を記載した「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することになっている。

2023年5月には、2024年度を始期とする「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の策定に係る基本指針について改正を行った。改正の主なポイントは次のとおり。

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

（3）身近な相談支援体制整備の推進

ア 障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援

障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援については、「障害者自立支援法」により、2006年10月から、障害種別にかかわらず、事業の実施主体を利用者に身近な市町村に一元化して実施している。

2024年4月から、「障害者総合支援法」において、市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、新たに地域の相談支援従事者に対する助言・指導や関係機関の連携の緊密化を促進する業務について法律上明記し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ることとしている。

イ 都道府県による取組及び市町村区域への対応

都道府県においては、市町村に対する専門的な技術支援、情報提供の役割を担っている更生相談所等が設けられており、それぞれの施設が担う相談支援内容

に合わせて、身体障害者相談員、知的障害者相談員、児童に関する相談員及び精神保健福祉相談員を配置している。

国においては、市町村の区域で生活に関する相談、助言その他の援助を行う民生委員・児童委員を委嘱している。

ウ 法務局その他

全国の法務局において、法務局職員及び人権擁護委員が、障害のある人に対する差別、虐待等の人権問題について、面談・電話による相談に応じている。加えて、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

エ 矯正施設入所者等

障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター」を全国の各都道府県に整備している。同センターは、矯正施設、保護観察所、地域の福祉関係機関等と連携して、社会復帰の支援や起訴猶予者等への支援を行っている。

また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備、自立した日常生活のための支援等を実施している。

(4) 権利擁護の推進

ア 成年後見制度等

認知症、知的障害又は精神障害などのため判断能力の十分でない人を保護し支援するための成年後見制度について、パンフレットの配布や法務省ホームページ上のQ&A掲載など、制度周知のための活動を行っている。障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人であり、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部について補助を行うため、成年後見制度利用支援事業を実施しており市町村地域生活支援事業の必須事業に位置付けている。

また、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害のある人等の意思決定の支援に配慮し、常に障害のある人の立場に立ってサービス等の提供を行うことを義務付けている。

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち必ずしも判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業であり、都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体とし、事業の一部は委託された市区町村社会福祉協議会等が実施している。

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、2022 年 3 月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を閣議決定し、地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を行っている。

イ 消費者としての障害のある人

消費者庁では、認知症高齢者や障害のある人等を見守るためのネットワークとして、「消費者安全法」（平成 21 年法律第 50 号）に規定された、「消費者安全確保地域協議会」の設置促進に取り組んでいる。消費者安全確保地域協議会は、福祉のネットワーク等の関係者を構成員とすることで、消費者被害の未然防止、拡大防止、早期発見、早期解決に資する見守りサービスの提供を可能にする。

2023 年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業として、消費者被害の未然防止や被害救済に資する消費者安全確保地域協議会の設置促進・活性化を図るとともに、関係団体間の連携や必要なツールの開発等を行い、取組への支援策を講じた。

国民生活センターでは、最新の消費生活情報をコンパクトにまとめた「2024 年版くらしの豆知識」デイジー版（デジタル録音図書）を作成し、全国の点字図書館等に配布するとともに、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにも登録した。

消費者庁では、地方消費者行政強化交付金等を通じ、地方公共団体における消費生活相談体制の整備を図る取組等も支援している。

（5）障害者虐待防止対策の推進

障害のある人の尊厳の保持のため障害のある人に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）が施行されている。

厚生労働省は、障害者虐待の未然防止等を行えるよう、地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の虐待防止等に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

2024 年 4 月から、精神科病院における虐待防止措置の実施の義務化等が施行され、2024 年度の報酬改定において、障害福祉サービス事業所等における虐待防止の取組の徹底を図るため、以下について実施している。

- ・2022年度に義務化された障害者虐待防止措置を未実施の場合の減算措置の導入
- ・身体拘束廃止未実施減算について、入所施設・居住系サービスにおける減算額の引き上げ

(6) 障害者団体や本人活動の支援

意思決定過程に障害のある人の参画を得て、その視点を施策に反映させる観点から、障害者政策委員会等において障害のある人や障害者団体が、情報保障その他の合理的配慮の提供を受けながら構成員として審議に参画している。

また、「障害者総合支援法」に基づく地域生活支援事業において、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う「自発的活動支援事業」を実施している。

2. 在宅サービス等の充実

(1) 在宅サービスの充実

市町村において「障害者総合支援法」に基づき、利用者の障害の程度や必要な支援の内容等に応じ、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を実施している。

(2) 住居の確保

ア 福祉施策における住居の確保支援

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障害のある人が共同して自立した生活を営む場として、共同生活援助（グループホーム）を位置付け、日常生活における家事や相談等のほか、利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助、食事や入浴等の介護を行うこととしている。2022年の「障害者総合支援法」の一部改正では、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれることが明確化された（2024年4月施行）。

地域生活支援事業における相談支援事業に住宅入居等支援事業を位置付け、公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅への入居を希望する障害のある人に対して、不動産業者に対する物件のあっせん依頼及び家主等との入居契約手続等といった入居支援や、居住後のサポート体制の調整をしている。また、障害のある人が地域の中で生活することができるように、低額な料金で居室などを提供する福祉ホーム事業を実施している。

イ 住宅施策における住宅の確保支援

障害のある人等の住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定を確保することは、「住生活基本法」（平成18年法律第61号）の基本理念の一つであり、その理念にのっとり賃貸住宅の供給促進に関する基本事項等を定めた「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づき、以下のとおり公営住宅等の公的賃貸住宅の的確な供給及び民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進している。

① 障害のある人に配慮した公的賃貸住宅の供給

障害のある人を含む世帯は特に住宅困窮度が高いものとして、地方公共団体の裁量により一定の上限の下、入居者の収入基準を緩和するとともに、当選率の優遇、別枠選考等の措置を講じている。

地域優良賃貸住宅制度においては、障害のある人を含む世帯等を対象に良質な賃貸住宅を供給するため、民間事業者等に対し、その整備や家賃低廉化に対する支援を行うほか、入居の際、地方公共団体の裁量により別枠選考等の措置ができることとしている。

② 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用し、障害のある人を含む世帯等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の活用を推進し、バリアフリー化を含めた住宅の改修、入居者負担の軽減等や居住支援活動等への支援を実施している。

ウ 住宅施策と福祉施策との連携

障害のある人の生活に関連したサービスを備えた住宅を整備するため、障害者福祉施設との一体的な整備を推進している。

公営住宅については、障害のある人の共同生活を支援することを目的とするグループホーム事業へ活用することができることとしており、改良工事費について支援している。

生活支援サービス付き公営住宅（シルバーハウジング）については、地方公共団体の長が特に必要と認める場合に、障害のある人を含む世帯の入居を可能とし、その居住の安定を図っている。

また、住宅市街地総合整備事業等において、デイサービスセンター、保育所等の社会福祉施設等を整備する場合、一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を補助対象とし、障害のある人等の生活しやすい市街地環境の形成を図っている。

(3) 自立及び社会参加の促進

障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保等の施策を行っている。

「身体障害者補助犬法」（平成 14 年法律第 49 号）により、身体に障害のある人が公共的施設や不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の同伴について拒んではならないとされた。さらに、「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 126 号）が成立し、一定規模以上の事業所や事務所において、勤務する身体に障害のある人が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされた。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局においては、身体に障害のある人に対して、自立訓練（機能訓練）を実施している。視覚に障害のある人

に対しては、歩行、日常生活、点字、ICT、録音再生機器、ロービジョン（保有視覚機能を最大限に活用するための訓練）等、日常生活や社会生活に必要な訓練を実施している。

（４）発達障害児者施策の充実

ア 発達障害の定義

「発達障害者支援法」（平成 16 年法律第 167 号）においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの等と定義されている。

イ 発達障害者支援の推進

① 発達障害者支援の体制整備

厚生労働省においては、乳幼児期から高齢期までの一貫した発達障害に係る支援体制の整備、困難ケースへの対応や適切な医療の提供を図るため、「発達障害者支援体制整備事業」の中で、都道府県等が地域支援の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村、事業所等への支援や医療機関との連携を強化することを推進している。

また、「発達障害者支援法」の一部改正を受け、都道府県等が「発達障害者支援地域協議会」を設置し、市町村又は障害保健福祉圏域ごとの支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況を検証することを支援している。

② 発達障害児者及び家族への支援

発達障害のある人の家族が互いに支え合う活動の支援を促進するため、地域生活支援事業の「発達障害児者及び家族等支援事業」として、従来から実施しているペアレントメンターの養成やペアレントトレーニング等の実施に加え、発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を新たに盛り込んだ。2020年度からは青年期の発達障害のある人等の居場所を作り、社会から孤立しない仕組み作りを行うための支援を新たに実施している。

③ 発達障害者支援センター運営事業

厚生労働省においては、発達障害のある人及びその家族等に対して相談支援、発達支援などを行う「発達障害者支援センター」の整備を図り、現在全ての都道府県・指定都市に設置されている。

④ 支援手法の開発と情報発信

厚生労働省においては、発達障害児者を支援するための支援手法の開発、関係する分野との協働による支援等を整備するための「発達障害児者地域生活支援モデル事業」を実施している。

また、厚生労働省では国立障害者リハビリテーションセンターに「発達障害情報・支援センター」を設置し、ホームページ等を通じた発達障害に関する信

頼のおける情報提供を通じ、発達障害に関する国民の理解促進に向けた普及啓発を行っている。

⑤ 発達障害の早期支援

こども家庭庁では、令和5年度補正予算により「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」を開始し、地域の保健、子育て、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談を実施するとともに、必要な発達支援や家族支援につなぐなど、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を進めている。

⑥ 人材の育成

都道府県等においては、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、かかりつけ医等に対し、発達障害に対する対応力を向上させるための研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療及び対応が可能となるよう医療従事者の育成に取り組んでいる。

⑦ 発達障害の診断待機解消

厚生労働省では、「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」において、都道府県等が発達障害に関する医療機関のネットワークを構築し、発達障害の診療や支援を行う医師等を養成するための実地研修等を実施することを支援している。

さらに、2019年度から「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」において、発達障害の診断が可能な医療機関に新たにアセスメント対応が可能な職員を配置することや、アセスメントを外部に委託することにより発達障害の診断待機の解消を図っている。

(5) 盲ろう者等への対応

ア 盲ろう者への対応

盲ろう者とは、「視覚と聴覚に障害がある者」であり、全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4つのタイプがある。その障害の程度や成育歴等により、コミュニケーション方法も触手話、指文字、指点字、手書き文字など多様な方法があり、コミュニケーションの保障や情報入手、移動の支援が重要である。

「障害者総合支援法」の地域生活支援事業においては、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションや移動の支援を行う「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」及び「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を、都道府県の必須事業として実施している。

また、国立障害者リハビリテーションセンター学院では、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業に係る企画立案を担う者や、派遣事業に係るコーディネーターに対する研修を実施するほか、視覚障害学科において盲ろう者支援に係るカリキュラムの充実を図るなど人材育成に努めている。

イ 強度行動障害への対応

強度行動障害とは、周囲の不適切な対応や環境の影響等により、本人の身体又は生命を損ねる行動や、他人を叩く、物を壊すなどの行動が高い頻度で起こるため、著しく支援が困難な状態のことをいい、障害児入所施設等において適切な支援と環境の提供を行うために「強度行動障害児特別支援加算」等による支援が行われている。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害を有する者の受入体制の強化や、状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援を盛り込むことで支援の更なる充実を図った。

ウ 難病患者等への対応

「障害者総合支援法」においては、難病患者等を障害福祉サービス等の対象とし、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障害児にあっては、「児童福祉法」に基づく障害児支援）が利用できることとなった。また、「障害者総合支援法」における対象疾病（難病等）の範囲については、難病医療費助成の対象となる指定難病の検討状況等を踏まえ、順次見直しを行い、2024年4月1日より369疾病を対象としている。

3. 経済的自立の支援

（1）年金制度等による所得保障

障害のある人に対する所得保障は、経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしており、障害基礎年金や障害厚生年金の制度と、障害による特別の負担に着目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度がある。

我が国では、日本国内に住所を有する全ての方がいずれかの年金制度に加入することとされている。被保険者期間中の障害については障害基礎年金や障害厚生年金が支給されるほか、国民年金の加入期間外である20歳より前などに発した障害についても障害基礎年金が支給されることから、年金制度は障害のある人の所得保障において重要な役割を果たしている。

これらの年金及び手当については、毎年物価の変動等に合わせて支給額の改定が行われている。

そのほか、都道府県・指定都市において、保護者が生存中掛金を納付することで、保護者が死亡した場合等に、障害のある人に生涯年金を支給する障害者扶養共済制度（任意加入）が実施されている。

（2）個人財産の適切な管理の支援

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々の財産管理の支援等に資する成年後見制度及び成年後見登記制度について周知を図っている。

4. 施設サービスの再構築

(1) 地域生活を支える拠点としての体制整備

障害のある人の意向を尊重し、入所施設や病院等からの地域生活への移行を促進するとともに、障害のある人の重度化・高齢化への対応や親亡き後を見据えるため、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 29 年厚生労働省告示第 116 号) に基づき、地域生活支援の体制整備を進めることとしている。

(2) 施設の地域利用

施設が蓄えてきた知識や経験を活用し、施設の持っている様々な機能を地域で生活している障害のある人が利用できるよう、在宅支援の拠点として位置付け、その活用を図ることが重要であり、取組の一層の充実を図ることとしている。

5. スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) スポーツの振興

ア 障害者スポーツの普及促進

令和 5 年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」によると、障害のある人(20 歳以上)の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率は 32.5%にとどまっている。2023 年度は、場所にとらわれず、障害のある人となない人が、ウォーキングフットボールなどを体験する取組や、競技団体と民間企業の連携により、デジタル技術を活用して、在宅の障害のある人が体験しにくいスポーツを身近な場所で体験できるような環境整備を行っている。

また、特別支援学校等の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保するため、社会福祉施設等と連携した運動部活動の地域連携・地域移行に向けたモデルの創出に取り組んでいる。

さらに、2025 年日本国際博覧会において、障害者スポーツにおける先端技術を活用した取組やパラスポーツ体験の周知などの情報発信を予定している。

イ 障害者スポーツの競技力向上

スポーツ庁では、パラリンピックの競技特性や環境等に十分配慮しつつ、オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けない一体的な競技力強化支援に取り組んでいる。

具体的には、各競技団体が行う強化活動に必要な経費等を支援する「競技力向上事業」を実施している。また、パリ 2024 パラリンピック競技大会に向け、「パリ重点支援競技」を選定し、競技力向上事業助成金の加算を行っているほか、「ハイパフォーマンス・サポート事業」として、競技へ向けた最終準備を行うための医・科学、情報サポート等の支援を可能とする拠点整備を実施している。

また、「スポーツ支援強靱化のための基盤整備事業」において、継続的にパラ

アスリートの選手強化が行えるシステムを構築している。

2024年度に日本パラリンピック委員会（JPC）に設置される、クラス分け情報センターの開設に対する支援など、国際競技力向上を図ることとしている。

（2）文化芸術活動の振興

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号）に基づき、2023年3月に第2期の計画を策定し、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

厚生労働省では、障害者芸術文化活動普及支援事業を実施し、障害のある人の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図っている。

2023年に「いしかわ百万石文化祭2023」（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭）を開催した。

文化庁では、文化芸術分野における鑑賞・創作活動等に係る幅広い取組の推進や普及展開に向けた人材の育成、文化芸術へのアクセスの改善、助成採択した映画作品や劇場等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実にに向けた支援に取り組んでいる。

2025年に開催される日本国際博覧会について、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会において、障害当事者や学識経験者等の意見をうかがいながら、ユニバーサルデザインについてのガイドラインを策定し、準備を進めている。2023年度は、「ユニバーサルサービスガイドライン」、「交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン」が策定された。

6. 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援

（1）福祉用具の普及

補装具費の支給は、身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、身体機能を補完又は代替するものとして、義肢、装具、車椅子、視覚障害者安全つえ、補聴器等の補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の一部について公費を支給するものである。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」（平成18年政令第10号）の一部を改正し、2024年度から障害児の補装具費支給における所得制限が撤廃となった。

日常生活用具の給付（貸与）は、日常生活を営むのに著しく支障のある障害のある人に対して、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与するものであり、地域生活支援事業の一事業として、実施主体である市町村が地域の障害のある人のニーズを勘案の上、柔軟な運用を行っている。

（2）情報・相談体制の充実

福祉用具の情報については、公益財団法人テクノエイド協会において、福祉用具の製造・販売企業の情報や福祉用具の個別情報にかかるデータベースを構築

しており、インターネットを通じてこれらの情報を提供している。

また、国立障害者リハビリテーションセンターでは、障害のある人や身体障害者更生相談所等地方公共団体、医療従事者、補装具関係事業者等に向け、総合的な情報発信等を行うための取組を開始した。

(3) 研究開発の推進

福祉用具に対するニーズは高まっており、利用者への十分な選択肢の提供や費用対効果等がより重要な課題となっている。

2022年度より、障害のある人等の多岐にわたるニーズを的確にとらえ、製品化・事業性を踏まえた支援機器開発を遂行できる障害のある人、医療福祉専門職、開発者等の人材を育成することを目的として、「自立支援機器イノベーション人材育成事業」を展開している。

国立障害者リハビリテーションセンター研究所では国立機関として、障害のある人に対する総合的リハビリテーション技術等に関する研究開発及び評価法の研究開発のほか、制度検討の基礎となる研究を行っている。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構では、障害のある人等の自立支援や介護者の負担軽減につながる福祉機器の開発に対する支援を行っている。

(4) 標準化の推進

より優れた福祉用具の開発・普及を推進するためには、安全性を含めた品質向上、互換性の確保による生産の合理化、購入者への適切な情報提供に資する観点から、客観的な評価方法・基準の策定と標準化が不可欠であるため、日本産業規格（JIS）を活用した福祉用具の標準化を推進した。

一方、障害のある人や高齢者等日常生活に何らかの不便さを感じている人々にも使いやすい設計とするためのアクセシブルデザインの推進について、様々な分野で関心が高まっている。2023年度までに、「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針（JIS Z8071）」を始め、48規格が制定されるなど、各原案作成団体からのニーズに応じて、アクセシブルデザインに関する JIS 開発が行われている。

7. サービスの質の向上

(1) 障害福祉人材の処遇改善

障害福祉サービス等利用者の障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に応じたきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材の確保策を講じていく必要がある。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、2024年2月から5月までの間、収入を2%程度（月額平均0.6万円相当）引き上げるための措置を行うとともに、2024年度の報酬改定においては、既存の加算の一本化による新たな

処遇改善加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）を創設し、障害福祉の現場で働く方々にとって、2024年度に2.5%、2025年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととされた。

（2）第三者評価事業

利用者に質の高いサービスを提供する取組を継続的に行うための目安として、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」を作成し、障害者・児施設等による自己評価を実施している。

第三者評価事業については、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン、第三者評価事業推進体制等について示した指針を各都道府県に通知し、評価の質の向上と一層の受審促進が図られるよう見直した。

（3）障害福祉サービス等情報公表制度

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

このため、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、施設や事業者が事業の内容等を都道府県知事へ報告し、報告を受けた都道府県知事がこれを公表する仕組みである「障害福祉サービス等情報公表制度」を創設し、独立行政法人福祉医療機構において、障害福祉サービス等事業所情報を公表している。

8. 専門職種の養成・確保

（1）福祉専門職

「社会福祉法」に基づき、社会福祉事業等従事者に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生充実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉事業等従事者確保の対策が進められている。

ア 社会福祉士、介護福祉士

社会福祉士は、資格登録者数は299,408人（2024年3月末）、介護福祉士は、資格登録者数は1,941,748人（2024年3月末）を数えることとなった。

イ 精神保健福祉士

精神保健福祉士は、資格登録者数は106,962人（2024年3月末）を数えることとなった。

（2）リハビリテーション等従事者

高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、リハビリテーション等の必要性、重要性が一層増してきている。そのため、専門的な技術及び知識を有する人材の確

保と資質の向上を図っていくことが重要である。

ア 理学療法士、作業療法士

2023年12月末の資格登録者数は、理学療法士は213,610人、作業療法士は113,830人となっている。

イ 視能訓練士、義肢装具士

2023年12月末の資格登録者数は、視能訓練士は19,350人、義肢装具士は6,125人となっている。

ウ 言語聴覚士

2023年12月末の資格登録者数は39,860人となっている。

エ 公認心理師

2023年12月末の資格登録者数は71,821人となっている。

(3) 国立専門機関等の活用

国立障害者リハビリテーションセンター学院において、障害のある人のリハビリテーション・福祉に従事する専門職を養成する6学科を設置するとともに、現に従事している各種専門職に対して、知識・技術向上のための研修を実施している。

このほか、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局において、地域ボランティアや住民を対象とした研修会や福祉教育の一環として教員や小中学生を対象に行われる障害のある人に対する正しい理解と知識や援助方法の習得を目的とした講習会等を行っている。

第2節 保健・医療施策

1. 障害の原因となる疾病等の予防・治療

(1) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

ア 健康診査

健康診査は、疾病等を早期発見し、適切な保健指導等に結び付ける重要な機会である。

新生児を対象としたマススクリーニング検査の実施及び聴覚障害の早期発見・早期療育を目的とした新生児聴覚検査の実施を推進している。

幼児期において、1歳6か月児及び3歳児の全てを対象として、健康診査を実施しており、その結果に基づいて適切な指導を行っている。

教育委員会や学校においては、就学時や毎学年定期に児童生徒等の健康診断を行っており、疾病の早期発見や早期治療に役立っている。

職場においては、労働者の健康確保のため、労働者を雇い入れた時及び定期に

健康診断を実施することを事業者に義務付けている。

イ 保健指導

妊産婦や新生児等に対して、障害の原因となる疾病等を予防し、健康の保持増進を図るために、家庭訪問等の保健指導が行われている。

身体の機能に障害のある児童又は機能障害を招来するおそれのある児童を早期に発見し、療育の指導等を実施するため、保健所及び市町村において早期に適切な治療上の指導を行い、その障害の治癒又は軽減に努めている。

ウ 生活習慣病の予防

健康寿命を更に延伸させ、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会を実現するためには、若いうちから生活習慣の見直しなどを通じて積極的に健康を増進し、疾病の「予防」に重点を置いた対策の推進が急務である。

このため、がん、循環器病、糖尿病及びCOPDの予防等に関する具体的な目標等を明記した「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第207号）に基づき、2024年度から「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動」（健康日本21（第三次））を開始している。

（2）障害の原因となる疾病等の治療

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が適切に提供されるよう、各都道府県において、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを整備している。

また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）に基づく医療費助成の対象疾病について、これまでに341疾病を指定している。

「難病法」附則に基づく施行5年後の見直しについて、2022年に「難病法」の一部改正を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」が提出され、成立した。

これにより、2023年10月からは、医療費助成の支給開始日について、支給認定のあった日から一定期間遡ることが可能となった。

（3）学校安全の推進

2023年度、文部科学省においては、学校安全の推進に関する有識者会議における議論を踏まえながら、教職員の負担を軽減しつつ質の高い安全点検を行う助けとなる「学校における安全点検要領」を策定した。

また、学校管理下における事故発生の未然予防、発生への備え、事故発生時の適切な対応等を取りまとめた「学校事故対応に関する指針」について、その実効性を高めるため、専門家の意見を聞きながら所要の改訂を行った。

2. 障害のある人に対する適切な保健・医療サービスの充実

(1) 障害のある人に対する医療・医学的リハビリテーション

ア 医療・リハビリテーション医療の提供

「障害者総合支援法」に基づき、身体障害の状態を軽減するための医療及び精神疾患に対する継続的な治療を自立支援医療と位置付け、その医療費の自己負担の一部又は全部を公費負担している。

また、2024年度の同時改定において、医療保険・介護保険のリハビリテーションと障害福祉サービスである自立訓練との連携を強化する観点から、自立訓練について、病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とするとともに、医療保険の疾患別リハビリテーション又は介護保険の通所リハビリテーションと障害福祉サービスの自立訓練を同時に実施する場合の施設基準等を緩和した。

イ 医学的リハビリテーションの確保

国立障害者リハビリテーションセンター病院では、各障害に対応した機能回復訓練を行うとともに、医療相談及び心理支援を行っている。

高次脳機能障害に対する適切な対応が行われるよう、都道府県に高次脳機能障害のある人への支援を行うための支援拠点機関を置き、さらに、2023年度から(1)高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関及び専門支援機関を確保するとともに、明確化し、(2)地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図ることを目的とする「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業」に取り組んでいる。

(2) 難病患者に対する保健医療サービス

都道府県ごとの難病診療連携拠点病院、難病診療分野別拠点病院整備、難病医療協力病院の整備、保健所を中心とした在宅難病患者に対する地域での支援の強化など、地域における保健医療福祉サービスの提供を推進している。

(3) 保健・医療サービス等に関する難病患者への情報提供

難病情報センターではインターネットを活用して最新の医学や医療の情報等を提供している。「難病相談支援センター」を都道府県、指定都市に設置し、地域における難病患者支援を推進している。

(4) 口腔の健康づくり

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」において、「障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加」が目標として掲げられており、最終評価では、「現時点では目標値に達していないが、改善傾向にある」

と評価された（直近値 77.9%（2019 年度）、目標値 90%（2022 年度））。

3. 精神保健・医療施策の推進

（1）心の健康づくり

ア うつ対策の推進

うつ病は、誰もがかかりうる病気であり、早期発見・早期治療が可能であるにもかかわらず、本人や周囲の者からも気付かれないまま重症化し、治療や社会復帰に時間を要する場合があることから、早期に発見し、相談、医療へとつなぐための取組を進めている。

イ 精神疾患に関する情報提供

精神疾患についての情報提供として、10代・20代とそれを取り巻く人々を対象に、本人や周囲が心の不調に気付いたときにどうするかなどわかりやすく紹介する「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」のウェブサイトを、厚生労働省ホームページ内に開設している。また、依存症については、依存症対策全国センターのホームページにおいて、情報発信を行うとともに、普及啓発のイベントやシンポジウム等を開催している。

ウ 児童思春期及び PTSD への対応

PTSD（心的外傷後ストレス障害）は、専門的な医療やケアに適切に対応できる専門家の養成が必要とされている。そこで、医師、コメディカルスタッフ等を対象に、思春期精神保健の専門家の養成のための「思春期精神保健研修」や、PTSDの専門家の養成のための「PTSD 対策専門研修」を行っており、精神保健福祉センター等における児童思春期や PTSD にかかる相談対応の向上にも寄与している。

エ 自殺対策の推進

「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）が成立し、その翌年には政府が推進すべき自殺対策の指針である自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が閣議決定され、広く「社会の問題」として認識されるようになった。

2022 年 10 月に第 4 次大綱が閣議決定され、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」などについて重点的に取り組むこととされている。

さらに、2022 年の小中高生の自殺者数が過去最多の 514 人になったこと等を踏まえ、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を 2023 年 4 月より開催し、2023 年 6 月に同会議において、自殺リスクの早期発見からの的確な対応に至る総合的な対応に関する「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を策定した。

オ 依存症対策の強化について

厚生労働省では、2017 年度より依存症対策全国拠点機関として独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを指定し、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携しながら、地域における依存症の相談対応・治療の指導者の養成等や依存症回復施設職員への研修、依存症に関する情報ポータルサイトの開設等に取り組んでいる。

都道府県・指定都市においては、精神保健福祉センターや保健所で、相談支援や普及啓発を行うとともに、依存症の専門医療機関・治療拠点機関・相談拠点の選定・設置等や依存症問題に取り組んでいる自助グループ等の民間団体への活動支援などを行っている。

(2) 精神保健医療福祉施策の取組状況

精神障害のある人の人権に配慮した適正な医療及び保護の実施、精神障害のある人の社会復帰の促進、国民の精神的健康の保持・増進を図るための精神保健施策の一層の推進を図っている。

2022 年臨時国会には、「精神保健福祉法」の改正を含む改正法案が提出され、改正法が成立した。同法においては、精神障害のある人の希望やニーズに応じた支援体制を整備するため、包括的な支援の確保を明確化するほか、権利擁護等の観点から、医療保護入院制度における入院期間の法定化、地域援助事業者の紹介義務等の退院支援措置の取組、虐待防止措置の義務化や虐待を発見した場合の都道府県等への通報義務等の取組、「入院者訪問支援事業」の創設等について定められた。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者への対応について

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成 15 年法律第 110 号) 及び同法対象者への理解を深められるよう、都道府県・指定都市及び保護観察所等へ「医療観察法対象者に対する差別の解消及び偏見を除去するためのプログラム」(「平成 30 年度障害者総合福祉推進事業」作成) を配布し、地域の支援者に対する制度説明や研修、会議等による普及啓発活動が促進されるよう取り組んでいる。

4. 研究開発の推進

障害の原因となる疾病等の予防や根本的治療法等を確立するため、障害の原因、予防、早期発見、治療及び療育に関する研究が行われてきた。

厚生労働科学研究においては、障害のある人を取り巻く現状について課題別に調査・分析し、支援の改善方策を研究することにより、障害のある人を取り巻く現状を正しく理解し、障害のある人の社会参加の機会の確保や、地域社会における共生の実現に資する政策実現のための研究を推進している。

また、難病に関する研究については、診療ガイドラインの作成や改訂、難病患者

のQOL向上に資する知見の収集及びこれらの普及啓発等の研究を行う「難治性疾患政策研究事業」と、病態解明や医薬品・医療機器等の実用化を視野に入れた画期的な診断法、治療法及び予防法の開発を目指す研究を行う「難治性疾患実用化研究事業」を実施しており、互いに連携しながら、難病研究の推進に取り組んでいる。

こども家庭科学研究において、乳幼児の疾患の克服等に資することを目的とする研究に取り組んでいる。

経済産業省においては、優れた基礎研究の成果による革新的な医療機器の開発を促進するため、医療機器・システム等の開発を推進している。

また、企業・アカデミア等とともに事業化を指向した製造技術開発及び日本発の革新的な医薬品・再生医療等製品の実用化のための技術開発を推進している。

5. 専門職種の養成・確保

(1) 医師

卒前教育として、学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に「障害者福祉」や「リハビリテーション」に関する項目を設けている。卒後教育においては、基本的な診療能力を身につけることのできるものとして臨床研修を実施している。

(2) 歯科医師

卒前教育として、学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」に障害者の歯科治療に関する項目を設けている。卒後教育においては2021年3月施行の歯科医師臨床研修制度の改正において、研修歯科医が達成すべき「歯科医師臨床研修の到達目標」について、障害を有する患者への対応を明確化し、歯科医師の資質向上等のための方策を講じている。

(3) 看護職員

卒前教育においては、様々な場面や対象者に対応できる質の高い看護職員の養成に努めている。「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」について、2024年度中の改訂に向けた検討を進めるなど、資質向上等のための方策を講じている。卒後教育においては、都道府県が行う看護職員の実務研修などに対し、地域医療介護総合確保基金を通じ、財政支援を行い、リハビリテーションに関わる看護職員の資質向上を推進している。

第5章 住みよい環境の基盤づくり

第1節 障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心のための施策

1. 移動等の円滑化の一層の促進

改正「バリアフリー法」の全面施行及び更なるバリアフリーの推進

2006年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）が統合・拡充され、「バリアフリー法」が制定されて以来、10年以上が経過した。

こうした中、2020年5月には、2018年12月の「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）の公布・施行や2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした共生社会の実現に向けた機運の醸成等を受け、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第28号）が2020年通常国会において成立し、2021年4月に全面施行を迎えた。

2. ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

「バリアフリー法」に基づき、施設等（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等）の新設等の際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めている。

また、「バリアフリー法」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号）に係るバリアフリー整備目標について、障害当事者団体や有識者の参画する検討会において議論を重ね、改正して5年間の新たなバリアフリー整備目標を2021年4月に施行した。

加えて、「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）に基づく「交通政策基本計画」においても、バリアフリー化等の推進を目標の1つとして掲げている。

また、「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害のある人等の介助体験や擬似体験を行う「バリアフリー教室」等を開催しているほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。

（1）基本理念

2018年の「バリアフリー法」改正により、同法に基づく措置は、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に資することを旨として行わなければならないことが基本理念として明記された。

（2）公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

「バリアフリー法」では、公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園について、「バリアフリー化基準」に適合するように求め、高齢者や障害のある人などが日常生活や社会生活において利用する施設の整備の促進によって、生活空間におけるバリアフリー化を進めることとしている。

公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組を推進するため、一定の要件を満たす公共交通事業者等に対して、施設整備、旅客支援等を盛り込んだ「ハード・ソフト取組計画」の毎年度報告・公表を義務付けている。

(3) 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

「バリアフリー法」において、市町村は、移動等円滑化を促進する必要がある地区を移動等円滑化促進地区とし、「移動等円滑化促進方針」を作成するよう努めることとされており、また、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区を重点整備地区とし、「移動等円滑化基本構想」を作成するよう努めることとされている。

「移動等円滑化促進方針」及び「移動等円滑化基本構想」の作成に当たっては、利用者の視点を反映するよう、以下の制度を設けている。

ア 協議会制度

「移動等円滑化促進方針」及び「移動等円滑化基本構想」の作成の際、障害のある人などの計画段階からの参加促進を図るため、計画作成に関する協議等を行う協議会制度を法律に位置付けている。この協議会は、障害のある人、学識経験者その他市町村が必要と認める者で構成され、「移動等円滑化基本構想」の作成の際は、特定事業の実施主体も構成員として必要となる。

イ 移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成における住民提案制度

「移動等円滑化促進方針」及び「移動等円滑化基本構想」を作成する市町村の取組を促す観点から、内容を、高齢者や障害のある人などが市町村に対し具体的に提案できる制度を設けている。

(4) バリアフリー化を推進する上での国及び国民の責務

ア 国民の理解促進

「バリアフリー法」では、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めることを国の責務として定めるとともに、障害のある人などが円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力や、障害のある人などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性についての理解を深めることが、国民の責務として定められている。さらに、2020年の「バリアフリー法」改正においては、「心のバリアフリー」の推進のため、国及び国民の責務として、高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮について明記した。

イ 「スパイラルアップ」の導入等

「バリアフリー法」では、具体的な施策や措置の内容について、施策に係する当事者参画の下、検証し、結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによ

って段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」の考え方を国の責務として位置付けている。この考え方を踏まえ、国が関係行政機関及び障害のある人を含む関係者で構成する会議を設け、定期的に移動等円滑化の進展状況を把握し、評価するよう努めることとされているため、「移動等円滑化評価会議」を開催するなど、障害のある人等のニーズを丁寧に把握するとともに、バリアフリーに関する好事例を収集し、横展開を図ることで、バリアフリー施策のスパイラルアップを図っている。

3. 住宅のバリアフリー化の推進

(1) 設計、設備の面で障害のある人に配慮した住宅の供給

ア 公的賃貸住宅のバリアフリー化の推進

新設される全ての公営住宅、都市再生機構賃貸住宅について、原則として障害のある人の心身の特性に応じた設備等の設置に配慮し、バリアフリーを標準仕様としている。また、既設のものについても、建替えや改善を行うことによりバリアフリー化を進めている。

イ 障害のある人等の利用に配慮した住宅ストックの形成の推進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示第1301号)により、身体機能が低下した場合にも住み続けられるような住宅の設計上の配慮事項を示している。

(2) 住宅リフォーム

障害のある人等の居住の安定の確保を図るため、障害のある人等が居住する住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税額や固定資産税額を軽減する特例措置を設けている。

また、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」において、性能向上等に資するリフォームと併せて行うバリアフリー改修工事についても支援を行っている。

4. 建築物のバリアフリー化の推進

(1) 官庁施設のバリアフリー化

「バリアフリー法」に基づく「建築物移動等円滑化誘導基準」に規定された整備水準の確保など、障害のある人を始め全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。

(2) 人にやさしい建築物の整備

「バリアフリー法」においては、出入口、通路、トイレ等に関する基準(建築物移動等円滑化基準)を定め、不特定多数の者が利用し、又は主として障害のある人等が利用する建築物等(特別特定建築物)で一定の規模以上のものに対して基準適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物(特定建築物)に対

しては基準適合の努力義務を課している。

また、障害のある人等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、「建築物移動等円滑化誘導基準」を満たし、所管行政庁により認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）に対して支援措置等を講じている。

（３）「バリアフリー法」に伴う助成等

建築物のバリアフリー化を推進するため、「建築物移動等円滑化基準」に基づき特定建築物の建築主等への指導・助言を行っている。

また、認定特定建築物のうち一定のものについては、障害のある人等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対して、不特定多数の者が利用し、又は主として障害のある人等が利用する既存建築物については、バリアフリー改修工事に対してバリアフリー環境整備促進事業により支援している。

（４）表示方法の統一

ア 点字表示

表示方法の混乱を避けつつ更なる普及を図るため、「高齢者・障害者配慮設計指針一点字の表示原則及び点字表示方法－公共施設・設備（JIS T0921）」を2006年に制定した。また、消費生活製品に関して、「高齢者・障害者配慮設計指針一点字の表示原則及び点字表示方法－消費生活製品の操作部（JIS T0923）」を、2016年度にJIS T0923をJIS T0921に統合し、JIS T0921を「アクセシブルデザイン－標識、設備及び機器への点字の適用方法」へと改正した。

イ 案内用図記号（ピクトグラム）

文字や言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形「案内用図記号（JIS Z8210）」はピクトグラムとも言われる。障害のある人や視力の低下した高齢者、外国人等でも容易に理解することができることから、不特定多数の人々が利用する公共施設や企業内の施設において広く使われている。

ウ 公共トイレ、触知案内図

視覚障害のある人が、不特定多数の人が利用する施設・設備等を安全で、かつ、円滑に利用できるようにするため、「高齢者・障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置（JIS S0026）」、「高齢者・障害者配慮設計指針－触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法（JIS T0922）」及び「高齢者・障害者配慮設計指針－触覚情報－触知図形の基本設計方法（JIS S0052）」を制定している。

5. 公共交通機関、歩行空間等バリアフリー化の推進

(1) 公共交通機関のバリアフリー化

ア 法令等に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

① 「バリアフリー法」に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

「バリアフリー法」において、公共交通事業者等に対して、鉄道駅等の旅客施設の新設、大規模改良及び車両等の新規導入に際し、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）への適合を義務付けている。また、2021年4月より、「バリアフリー法」に基づき整備された旅客施設及び車両等において、職員の操作等の役務の提供が必要な場合には、公共交通事業者等に対して当該役務を提供することが義務付けられることとなった。さらに、既設の旅客施設・車両等についても「公共交通移動等円滑化基準」に適合させるよう努めなければならないこととしている。

② 旅客施設に関するガイドラインの整備

「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂版を2024年3月に公表し、整備の在り方を具体的に示すことで、利用者にとって望ましい旅客施設のバリアフリー化を推進している。

③ 車両等に関するガイドライン等の整備

「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂版を2024年3月に公表し、整備の在り方を具体的に示すことで、利用者にとってより望ましい車両等のバリアフリー化を推進している。

④ 役務の提供の方法に関するガイドライン

「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂版を2024年3月に公表し、役務の提供の方法の在り方を具体的に示すことで、利用者にとってより望ましいソフト面のバリアフリー化を推進している。

イ 施設整備及び車両整備に対する支援

① 鉄道駅等旅客施設におけるバリアフリー化に対する助成及び融資

「都市鉄道整備事業」及び「地域公共交通確保維持改善事業」などにおいて、鉄道駅等旅客施設のバリアフリー化に要する経費の一部補助を実施している。

また、地方公営企業の交通事業のうち、地下鉄事業のバリアフリー化を含む建設改良事業に対する財政融資及び地方公共団体金融機構の融資制度が設けられている。

② 障害のある人にやさしい車両の整備に対する助成及び融資

ノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシー、低床式路面電車（LRV）

等の導入に対して、「ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業」などにおいて経費の一部補助を行っている。

また、ノンステップバス、リフト付きバス及びユニバーサルデザインタクシーに係る自動車重量税及び自動車税環境性能割の特例措置が講じられているほか、LRVに対する固定資産税の特例措置が講じられている。

③ 共有建造における国内旅客船のバリアフリー化の推進

バリアフリーの高度化・多様化に資する船舶（車椅子対応トイレ、エレベーター等障害のある人等の利便性及び安全性の向上に資する設備を有する船舶）を建造する場合に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度が活用されている。

（２）歩行空間等のバリアフリー化

ア 福祉のまちづくりの推進

幅の広い歩道の整備や建築物の出入口の段差の解消、鉄道駅舎のエレベーターの設置やホームドア等の転落防止設備の導入、音響信号機等の整備等による障害のある人の円滑な移動の確保、公園整備等による憩いと交流の場の確保等、福祉の観点も踏まえた総合的なまちづくりが各地で進められている。

このほか、福祉のまちづくりへの取組を支援するため、以下のような施策を実施している。

① 公共交通機関の旅客施設等を中心としたまちのバリアフリー化の推進

障害のある人が介助なしに外出し、公共交通機関を利用するためには、一連の円滑な交通手段を確保することが必要であるため、駅等の交通結節点において駅前広場等を整備するとともに、エレベーター等の歩行支援施設の整備を行っている。

さらに、快適かつ安全な移動を確保するための動く通路、エレベーター等の施設の整備や障害のある人等の利用に配慮した建築物の整備等を行う「バリアフリー環境整備促進事業」を実施している。

② 農山漁村における生活環境の整備

農林水産省においては、障害のある人に配慮した生活環境の整備を図るため、「農山漁村地域整備交付金」や「農山漁村振興交付金」等により農山漁村地域における広幅員歩道の整備や段差の解消等について支援している。

③ 普及啓発活動の推進

総務省では、地方公共団体が行う障害のある人、高齢者、児童等全ての人が自立して生き生きと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会の実現に向けた取組を支援するため、ハード・ソフト両面から必要な地方財政措置を講じている。

国土交通省では、「心のバリアフリー」社会を実現するため、主に小・中学校生を対象とした「バリアフリー教室」を開催している。

イ 都市計画等による取組

適切な土地利用や公共施設の配置を行うとともに、障害のある人に配慮した道路、公園等の都市施設の整備、「土地区画整理事業」や「市街地再開発事業」などの面的な都市整備を着実に進めている。

「市街地再開発事業」等においては、再開発ビルに一定の社会福祉施設等を導入するものを「福祉空間形成型プロジェクト」と位置付け、通常の助成対象に加え、共用通行部分整備費、駐車場整備費等を助成対象とするとともに、社会福祉施設等と一体的に整備する場合の整備費に関する助成額の割増を実施しており、これにより、再開発ビルへの社会福祉施設等の円滑な導入を促している。

また、バリアフリー化等に対応した施設建築物を整備する場合に生じる付加的経費について、別枠で補助を行っている。

ウ 歩行空間のバリアフリー化

「バリアフリー法」に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者や障害のある人を始めとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、踏切道におけるバリアフリー対策、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進している。

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、2025年度までに、原則として全ての当該道路において、バリアフリー対応型信号機等の設置等の移動等円滑化を実施することが定められている。特に、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害のある人の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等の移動等円滑化については、2025年度までに、原則として全ての当該部分において、音響信号機の設置及びエスコートゾーンの設置を行うことを目標としている。そのため、音響により信号表示の状況を知らせる音響信号機や、歩行者等と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号、横断歩道上における視覚障害のある人の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーン等の整備を推進している。

エ 特定路外駐車場のバリアフリー化

「バリアフリー法」に特定路外駐車場のバリアフリー化が位置付けられ、同法の規定に基づき、「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第112号）を制定し、バリアフリー化を推進している。

また、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、特定路外駐車場のバリアフリー化の目標を定めており、引き続き、目標達成に向け、地方公共団体及び関係団体等に対して周知の徹底を図り、特定路外駐車場のバリアフリー化

を一層推進していくこととしている。

○TOPICS：2024年1月「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定を受けた踏切道でのバリアフリー対策について

2020年5月改正の「バリアフリー法」や2021年3月改正の「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」を踏まえ、2022年3月に「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が作成された。

その後、2023年9～10月に実施した踏切道での視覚障害者誘導方法に関する実験を踏まえ、2024年1月に「ガイドライン」を改定し、踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法や構造について規定した。

改定された「ガイドライン」を踏まえ、踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置等について、対策が必要な特定道路や地域ニーズのある道路（視聴覚障害者情報提供施設等の障害者施設近隣など）と交差する踏切道を優先的に、「改良すべき踏切道」として「踏切道改良促進法」（昭和36年法律第195号）に基づき指定し、道路管理者と鉄道事業者が連携した上で、対策を推進する。

（3）移動支援

ア 福祉タクシー等の普及促進

「地域公共交通確保維持改善事業」により福祉タクシー車両の導入等に対して経費の一部補助を行うなど普及促進を図っている。

また、十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、移動手段の確保のために必要であると地域の関係者による協議が調った場合には市町村や特定非営利活動法人等による自家用車を使用した福祉有償運送を可能としている。

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すため、「障害者総合支援法」に基づく「地域生活支援事業」において、各市町村が地域の特性や利用者のニーズに応じて、柔軟な形態で、ガイドヘルパーの派遣などのサービスを提供する「移動支援事業」を実施している。

イ 移動支援システムの規格開発

障害のある人等がITを活用して社会・経済に積極的に参画できる環境を整備するため、2004年度に「高齢者・障害者配慮設計指針—移動支援のための電子的情報提供機器の情報提供方法（JIS T0901）」を制定した。

ウ 障害のある人に対する運賃・料金割引

各公共交通機関では、障害者手帳の交付を受けた人及びその介護者に対して、各事業者の経営判断により運賃・料金の割引を実施している。

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人及びその介護者の運賃・料金の割引については、航空では約9割、旅客船では約7割、鉄道では約6割、乗合バスでは約4割、タクシーでは約5割の事業者が導入するなど、導入事業者数は着実に増加している。

精神障害者保健福祉手帳については、写真貼付を行うこととし、本人確認を容易にし、手帳の信頼性を向上させ、支援の協力を得やすくしている。

また、障害者手帳の提示に代えて、交通系 IC カードやスマートフォンのアプリ等を活用した確認方法が公共交通事業者等において実施されている。

エ 駐車禁止の交通規制からの除外措置

一定の障害のある人に対して駐車禁止除外指定車標章を交付し、駐車禁止の交通規制の対象から除外している。

オ 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進

国土交通省では、「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会」を開催し、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における理解の増進と協力の確保等を図るための望ましい考え方を、「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」として取りまとめ、公表した。

カ 歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化

国土交通省では、あらゆる人が安心・安全に移動できるユニバーサル社会の構築に向け、歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を推進している。

自動配送ロボットが走行して宅配するといった取組の普及は、自動運転車椅子の普及拡大等にも通じるものがあると考えられる。そこで、これまでのプロジェクトをより効率的に展開し、持続可能なものとしていくため、2023年6月に2つのワーキンググループを設置し、現地実証等の結果を踏まえたデータ整備プラットフォームのプロトタイプ構築やデータ整備仕様の改定について検討を行うとともに、2024年1月には第1回「歩行空間 DX 研究会シンポジウム」を開催した。

(4) ユニバーサルツーリズムの促進とバリアフリー情報の提供

2012年3月に閣議決定した「観光立国推進基本計画」に基づき、障害のある人を含む誰もが旅行を楽しむことができるユニバーサルツーリズムを促進している。

2021年度には、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の紹介動画や研修動画を作成・公表し、認定施設を活用したオンライン視察を実施し、観光施設の更なるバリアフリー対応に向けて情報発信を行った。2022年度及び2023年度にも、引き続き、紹介動画や研修動画の作成・公表を行うとともに、現地モニターツアーを実施し、その成果について情報発信を行った。また、2023年度は、

旅行会社が商品造成時に観光施設に求めるバリアフリー情報を検証する実証事業を実施するとともに、障害の種別等に応じた旅行商品造成に資するノウハウ集を作成した。

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、高齢者や身体に障害のある人等の移動支援のため、インターネットによる公共交通機関のバリアフリー情報提供の一環として「らくらくおでかけネット」を運用している。

(5) 公園、水辺空間等のバリアフリー化

ア 公園整備における配慮

都市公園の整備に当たっては、「バリアフリー法」に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレの設置等を進めている。2023年3月には「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】事例集」を公表し、都市公園のバリアフリー化を一層推進している。

国営公園においては、身体等に障害のある人や介添する人に対する入園料金を免除することにより、野外活動の機会の増進や経済的負担の軽減を図っている。

イ 水辺空間の整備における配慮

河川、海岸等の水辺空間は、障害のある人にとって憩いと交流の場を提供するため重要であり、水辺にアプローチしやすいスロープや手すり付きの階段等の整備によるバリアフリー化に取り組み、高齢者、障害のある人、こども等を含む全ての人々が安心して訪れ、憩い楽しめる河川空間を創出している。

ウ 港湾緑地・マリーナ等における配慮

港湾緑地は、計画段階から周辺交通施設との円滑なアクセス向上に配慮するとともに、施設面においてもスロープ、手すりの設置等のバリアフリー対応が図られるよう取り組んでいる。また、気軽に安全に海洋性レクリエーションに参加できるよう、マリーナ等施設のバリアフリー化を推進している。

6. 安全な交通の確保

(1) 安全かつ円滑な通行の確保

ア 生活道路対策の推進

障害のある人を含む全ての人々が安全に安心して道路を通行できるよう、生活道路等において、警察と道路管理者が連携し、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、車両の速度抑制対策や通過交通の進入抑制対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良等を推進している。

イ 利用する視点からの歩行空間の整備

様々な利用する人の視点に立って道路交通環境の整備が行われ、適切な利用が図られるよう、「交通安全総点検」の点検結果を新規整備の際に活用するなど計画段階から住民が参加した整備を推進している。

また、「交通の方法に関する教則」（昭和 53 年国家公安委員会告示第 3 号）において、自転車を駐車する際には点字ブロック上及びその近辺に駐車しないようにすべきことを明記している。

ウ 障害のある人等の利用に配慮した信号機等の設置

音響により信号表示の状況を知らせる音響信号機、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者等と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行う PICS（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機等の整備を推進している。

エ 障害のある人等が運転しやすい道路交通環境の整備

障害のある人を含む全ての人が安心して運転できるよう、道の駅等の休憩施設の整備、付加車線の整備、道路照明の増設を行うとともに、高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、自動車駐車場等においてバリアフリートイレや障害者等用駐車スペース等の設置を実施している。

また、「道路交通法」（昭和 35 年法律第 105 号）においては、肢体不自由を理由として免許に条件を付された者が、身体障害者標識を表示して普通自動車を運転している場合には、他の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除いて、その普通自動車に対して幅寄せや割込みをすることが禁止されている。

補聴器を使用しても一定の音が聞こえない人は、ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置の使用を条件に、準中型自動車又は普通自動車を運転することができ、運転する際には、聴覚障害者標識の表示が義務付けられており、聴覚障害者標識を表示した自動車に対する幅寄せや割込みは禁止されている。

オ 走行音の静かなハイブリッド車等への対策

ハイブリッド車や電気自動車は、「音がしなくて危険と感じる」との意見が寄せられていたことを受け、国土交通省において、「ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドライン」を定めるとともに、本ガイドラインを基に、2016 年 10 月に「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）等の一部を改正し、ハイブリッド車等に車両接近通報装置の搭載を義務付け、歩行者等の安全の確保を図っている。

カ ITSの推進と自動運転の実現に向けた取組

障害のある人等の安全快適な移動に資する TSPS（信号情報活用運転支援システム）、ETC2.0等のITS（高度道路交通システム）のサービス展開を実施するとともに、高度自動運転システムの開発や、障害のある人等向けの無人自動運転移動サービス実現に取り組んでいる。

① TSPS（信号情報活用運転支援システム）

運転者に信号交差点への到着時における信号灯火等に関する情報を事前に提供することで、ゆとりある運転を促し、急停止・急発進に伴う交通事故の防止等を図っている。

② ETC2.0

ETC2.0を活用し、広域的な渋滞情報の提供や、カーブ先の見えない渋滞といった危険な状況の注意喚起など、交通の円滑化と安全に向けた取組を進めている。

また、路側機から収集される速度や利用経路のデータなどを活用し、ピンポイント渋滞対策や交通事故対策など、安全な生活道路づくりに取り組んでいる。

（2）歩行者に対する保護意識の高揚等

運転者に対しては、障害のある人を含む全ての歩行者に対する保護意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携し、運転者教育、安全運転管理者による指導その他広報啓発活動を推進している。

（3）電動車椅子の型式認定

「道路交通法」上、一定の基準に該当する原動機を用いる身体障害者用の車を通行させている者は歩行者とされるが、2023年度において、その基準に該当する3型式が型式認定された。

（4）運転免許取得希望者への配慮

各都道府県警察の運転免許試験場に、スロープ、エレベーター等を整備することに努めているほか、安全運転相談窓口を設け、身体に障害のある人の運転適性について知識の豊富な職員を配置し、相談に対応している。

また、身体に障害のある人が、身体の状態に応じた条件を付すことにより、自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、身体に障害のある人のために改造を行った持込み車両等による技能試験を受けることができることとし、指定自動車教習所に対しても、持込み車両による教習の実施や、教習に使用できる車両や取付部品の整備、施設の改善等を指導している。

7. 防災、防犯対策の推進

(1) 防災対策

ア 防災対策の基本的な方針

「災害対策基本法」の一部改正

東日本大震災を経験し、防災対策における障害のある人等の「要配慮者」に対する措置の重要性が一層高まった。

このため、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加すること等を盛り込んだ「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)の改正が行われた(2012年改正)。

その後、市町村長に避難行動要支援者について名簿を作成することを義務付けること、主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所に適合すべき基準を設けること等を盛り込んだ法改正が行われた(2013年改正)。

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者ごとに避難支援等を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とすること等を盛り込んだ法改正が行われた(「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号))(2021年改正)。

イ 要配慮者対策等の推進

2013年改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を2013年8月に策定・公表した。

2021年5月、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に個別避難計画の作成・活用に係る具体的手順等を追加する改正をし、福祉避難所に受け入れる対象者を特定する公示制度を創設し、個別避難計画等と組み合わせ、福祉避難所への直接の避難が促進されるよう、「災害対策基本法施行規則」(昭和37年総理府令第52号)、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の改正を行った。

さらに、2022年4月には、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」について改定し、公表した。また、令和6年能登半島地震において、障害者等要配慮者の避難先となる福祉避難所を設置するとともに、一般の避難所においてもニーズの把握を行い、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うよう被災自治体に対して通知した。

市町村が、要配慮者にも配慮した、避難所、避難路等の整備を計画的、積極的に行えるよう、「防災基盤整備事業」等により支援し、地方債の元利償還金の一部について交付税措置を行っている。

ウ 要配慮者利用施設等への対策

2017年に「水防法」(昭和24年法律第193号)等が改正され、市町村地域防

災計画に位置付けられた浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務付けられた。2021年の法改正によりそれらの報告を受けた市町村長が施設管理者等に対して必要な助言・勧告を行うことができる制度とし、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」を公表することで、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の実効性の確保を図るとともに、全国防災訓練では、要配慮者利用施設等が市町村と連携し、地域の実情にあわせた防災訓練等を重点的に実施している。

また、防災情報システム等の整備強化を図ることに加え、洪水、津波、高潮、土砂災害等が発生した場合に備え、過去の災害や危険箇所、情報入手方法、避難場所、避難経路等を具体的に示したハザードマップ等の提供を推進し、防災意識の高揚に努めている。

エ 水害対策

浸水被害は被災後従前の生活に戻るまでに多大な労力を要し、障害のある人にとって日常生活に著しい負担をもたらすものであるため、再度災害の防止を図るためのハード整備を着実に推進するとともに、ハザードマップなどの円滑かつ迅速な避難を支援するソフト対策を一体的に行っている。

また、様々な河川情報を地方公共団体や国民に迅速かつ的確に伝達するため、インターネットや地上デジタル放送等によりリアルタイムで情報提供している。

オ 土砂災害対策

社会福祉施設等を保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進し、激甚な土砂災害を受けた場合は早急に再度災害防止対策を実施する。

さらに、気象庁及び都道府県が共同して土砂災害警戒情報の提供を行っている。

カ 防火安全対策

全国の消防機関等では、春・秋の全国火災予防運動を通じて「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」等を重点項目として取り組んでおり、障害のある人等が入居する小規模社会福祉施設等においては、適切な避難誘導體制の確保を図るとともに、消防法令違反の重点的な是正の推進など必要な防火安全対策の徹底を図っている。

キ 音声によらない119番通報

多くの消防本部では、音声通話による119番通報が困難な人のために、FAXや電子メールなどの通報手段を提供している。

また、消防庁では、スマートフォン等を活用して、音声によらない円滑な通報を行えるシステム（Net119緊急通報システム）について、各消防本部での導入

を促進するとともに、厚生労働省と連携して障害のある人への周知・利用促進にも取り組んでいる。

さらに、2021年7月から開始された公共インフラとしての電話リレーサービスによる緊急通報については、サービス開始時点より全ての消防本部で対応可能となっている。

ク 震災における障害のある人たちへの主な支援

東日本大震災、熊本地震及び令和6年能登半島地震に伴い、被災地、被災者に対して講じられた施策のうち、障害のある人への支援の一環として実施してきたものとして、主に次のような施策がある

① 利用者負担減免等

厚生労働省・こども家庭庁は、障害のある人や障害福祉サービス等の提供を行う事業者に対し、以下のような通知等を行った。

(ア) 利用者への対応について

- ・被災した障害のある人等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担を市町村が免除した場合、この利用者負担額について、国がその全額を財政支援することとした。

(イ) 障害福祉サービス等の提供について

- ・被災者等を受け入れたときなどに、一時的に、定員を超える場合を含め「人員配置基準」や「施設設備基準」を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととした。 等

(ウ) 介護職員等の派遣、避難者の受入等

- ・各事業所等において、介護職員等が不足している場合には、国や県等の調整を受けて、別の事業所等より介護職員等の派遣を行った。 等

(エ) 被災地における障害福祉サービス等の再開支援について

- ・震災により被害を受けた障害者支援施設等の復旧事業や事業再開に要する経費に関する国庫補助事業を実施し、復旧支援を行った。 等

② 心のケア

東日本大震災における心のケアについては、「心のケアセンター」を活動拠点として設置し、「専門的な心のケア」を提供している。

熊本地震においては、県からの派遣要請に基づき、震災発生当日に災害派遣精神医療チーム(DPAT)を派遣した。現地では、被災した精神科医療機関から県内及び県外の医療機関への患者搬送や避難所の巡回活動等を実施した。

令和6年能登半島地震においても、発災直後から情報集約を行い、石川県からの派遣要請に基づき、DPATを派遣した。現地では、避難所の巡回活動を通じた精神疾患患者の診察や薬剤調整等を実施した。また、中長期における被災者の心のケアとして、石川県が「こころのケアセンター」を設置し、心のケアを必要とする方に対して、専門ダイヤルによる電話相談等の対応を行った。

③ 発達障害のある人への支援に関する情報提供

国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている発達障害情報・支援センターでは、大規模災害発生時に、被災地等で発達障害のある方への対応の留意点等を抽出してまとめたリーフレットを、被災地等で支援にあたる方々に向けて提供している。

④ 就学機会確保・就学支援等

文部科学省では、特に障害のある児童生徒等への対応に当たって、「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の学習の継続について（事務連絡）」等を発出し、就学機会の確保とともに、発達障害のある児童生徒等の障害の状態等に応じた配慮事項や、自立活動の継続、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用について周知している。

⑤ 教師のためのハンドブック

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、東日本大震災に際し、2011年度に「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」を作成し、関係機関に配布するとともに、ホームページに掲載をした。令和6年能登半島地震においても、同研究所ホームページトップに「震災対応関連情報」として、ハンドブックのURLを再掲し、改めて周知を図った。

⑥ 幼児児童生徒の状況把握等

文部科学省及び厚生労働省では、東日本大震災に際し、被災した障害のある幼児児童生徒の状況把握及び支援などの教育と福祉との連携、障害児支援に関する相談窓口等の周知について、各都道府県教育委員会、障害児福祉主管課に対し要請している。

また、令和6年能登半島地震の被災地域に対し事務連絡を発出し、家庭訪問や避難所等の巡回により、障害のある児童生徒等の状況を把握することや、障害の状態等にも配慮しながら、訪問教育やオンラインによる指導などを活用いただきたい旨周知している。

⑦ 東日本大震災からの復興における事例集の作成

復興庁では、自治体や各地で活躍する方々の参考となるよう、障害のある人やジェンダーの視点を踏まえた東日本大震災からの復興における好事例の収集・発信を行っている。

(2) 防犯対策

ア 警察へのアクセス

障害のある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くため、警察では、スマートフォン等を使用して、文字等で緊急通報が行える「110番アプリシステム」を全都道府県警察で運用しているほか、巡回連絡等による情報提供、交番等へのスロープ設置等を行っている。

イ 犯罪・事故被害の防止

障害のある人が犯罪や事故の被害に遭うことの不安感を除くための対策として、障害のある人の相談や警察に対する要望に応じるとともに、身近な犯罪や事故の発生状況、安全確保に必要な情報の提供に努めている。

警察では、関係省庁及び関係団体と連携して、防犯性能の高い建物部品の開発・普及を図っている。

内閣府では、障害のある人を含む性犯罪・性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の充実のため、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金等により性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び相談員等に対する研修の充実や配偶者暴力相談支援センター等における相談・支援機能の充実を図っている。

ウ 障害者支援施設等における防犯対策の推進

2016年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障害のある人が安心して生活できるように、厚生労働省では、「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を発出し、防犯に係る日常の対応や緊急時の対応に関する具体的な点検項目を示し、各施設において必要な取組がなされるように周知した。

また、防犯に係る安全確保のための施設整備の補助を行うための予算措置を行い、安全確保体制の構築を促進している。

第2節 障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策

1. 情報アクセシビリティの向上

(1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律に係る取組

2022年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号）が議員立法により成立し、公布・施行された。

本法は障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものである。

本法第11条第3項に基づき、障害のある人による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に関する協議の場を共管府省庁（内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省）において開催し、障害のある人による情報取得等に資する機器開発等を行う事業者、障害のある人による情報

取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう情報共有や意見交換等を実施している。2023年度は視覚障害をテーマに、障害者団体や事業者から、取組内容の説明を聴取し、意見交換を行った。

(2) 総合的な支援

厚生労働省では「障害者総合支援法」に基づき、ICT関連施策の総合サービス拠点となるICTサポートセンターの運営や、パソコンボランティア養成・派遣等の取組を支援している。

総務省では「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議報告～」を2019年4月に公表し、企業等が自社で開発するICT機器・サービスの情報アクセシビリティ基準への対応状況を自己評価する「情報アクセシビリティ自己評価様式」を普及促進する取組や、情報アクセシビリティに配慮したICT機器・サービスの活用、これらの開発を促進するためのデータベースによる障害関連情報の提供をそれぞれ推進している。

(3) 障害のある人に配慮した機器・システムの研究開発

障害のある人の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発の推進に当たっては、その公益性・社会的有用性が極めて高いにもかかわらず、収益性の低い分野であることから、国立研究機関等における研究開発体制の整備及び研究開発の推進を図るとともに、民間事業者等が行う研究開発に対する支援を行うことが重要である。

(4) 情報アクセシビリティに関する標準化の推進

情報アクセシビリティに関する日本産業規格（JIS）として「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」（JIS X8341 シリーズ）を制定している。

2022年には、2020年に改訂された国際規格との整合性を図るため「事務機器」のJISを改正するとともに、電子書籍のアクセシビリティを評価するJIS X23761を制定している。

(5) ホームページ等のバリアフリー化の推進

各府省は、障害のある人や高齢者を含めた全ての人々が利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本産業規格（JIS X8341-3）を踏まえ、ホームページにおける行政情報の電子的提供の充実に努めている。

総務省では、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を策定し、ウェブアクセシビリティの確保・向上に取り組んでいる。

デジタル庁では、ウェブアクセシビリティに初めて取り組む行政官や事業者向けに、ウェブアクセシビリティの考え方や取り組み方のポイントを解説する「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」を民間専門人材の知見を活かし

て作成し、公開した。

2. 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

(1) 電子投票の実施の促進

我が国における電子投票は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において導入することが認められている。

総務省としては、2020年3月に、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるよう電子投票システムの技術的条件の見直しを行ったところであり、地方公共団体に対する必要な情報の提供に取り組んでいる。

(2) テレワークの推進

テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、障害のある人等の就業機会の拡大にも寄与するものと期待されている。

様々な働き方を希望する人の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係府省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している。

3. 情報提供の充実

(1) 情報提供に係る研究開発の推進

ア 民間による研究開発に対する支援

総務省では、障害のある人や高齢者向けの通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対して支援を行っているほか、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、身体に障害のある人のための通信・放送サービスの提供又は開発を行う者に対する助成、情報提供を実施している。

イ 使いやすい電話機の開発

電気通信事業者においても、音量調節機能付電話等福祉用電話機器の開発や車椅子用公衆電話ボックスの設置など障害のある人が円滑に電話を利用できるよう種々の措置を講じている。

(2) 情報提供体制の整備

ア 情報ネットワークの整備

厚生労働省において、高度情報通信等福祉事業費補助金により、各団体が実施する以下の取組に対する支援を実施している。

- ① 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合において「点字ニュース即時提供事業」
- ② 視覚障害者等用情報総合ネットワーク「サピエ」により、点字・録音図書情報等の提供

- ③ 「障害者情報ネットワーク（ノーマネット）」において、「障害保健福祉研究情報システム」

イ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進

2020年7月、文部科学省及び厚生労働省において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定した。「基本計画」は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）第7条に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したものである。

同法第18条に基づく関係者協議会を開催し、関係者から聴取した意見を踏まえて各省庁等が講じようとする取組の方向性について検討を行うこととしており、2023年度においても7月に関係者協議会を開催し、地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況等の実績や2022年度までの取組及び2023年度以降に講ずる施策について報告し、意見交換を行った。

ウ 政府広報における情報提供

内閣府では、視覚に障害がある人等が、円滑に必要な情報を取得し、利用することができるよう、政府の重要施策等の情報をわかりやすくまとめた音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」を発行し、それぞれ全国の視覚障害者情報提供施設、日本視覚障害者団体連合、特別支援学校、公立図書館、地方公共団体等に配布している。

エ 字幕付きビデオ及び点字版パンフレット等の作成

法務省では、犯罪被害者やその家族、さらに一般の人々に対し、検察庁における犯罪被害者の保護・支援のための制度についてわかりやすく説明したDVD「あなたの声を聴かせてください」を2021年度に新たに作成し、全国の検察庁に配布しており、説明のポイントにテロップを利用しているほか、全編に字幕を付けるなど、聴覚障害のある人も利用できるようになっている。

また、犯罪被害者等向けパンフレットの日本語版に音声コードを導入したほか、点字版を作成し、全国の検察庁及び点字図書館等へ配布を行い、視覚障害のある人に情報提供している。

オ 国政選挙における配慮

障害のある人が投票を行うための必要な配慮として、点字による「候補者名簿及び名簿届出政党等名簿」の投票所等への備付け、投票用紙に点字で選挙の種類を示す取組、点字版や音声版による候補者情報の提供、投票所における点字器の備付け等を行っている。加えて、「障害のある方に配慮した選挙事務の事例について」（令和5年1月30日付け総行管第75号）を発出し、障害のある方に配慮

した取組を実施するよう周知した。

また、政見放送における取組として、手話通訳や字幕を付与することができることとしている。

(3) 字幕放送、解説放送、手話放送等の推進

視聴覚障害のある人等が、テレビジョン放送を通じて情報を取得し、社会参加していく上で、字幕放送、解説放送、手話放送等の普及は重要な課題であり、総務省においては、その普及を推進している。

1997年の「放送法」(昭和25年法律第132号)改正により、字幕番組及び解説番組をできる限り多く放送しなければならないとする努力義務規定が設けられた。

総務省は、2018年に2027年度までの字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定し、2022年11月から「視聴覚障害者等向け放送の充実に係る研究会」において、この指針の見直しを始め、2023年8月に報告書が取りまとめられた。当該報告書を基に、2023年10月に同指針を改定し、現在はこの指針に基づき、各放送事業者において取組が進められている。

加えて、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組への字幕付与設備の整備費の一部助成も行っている。

字幕付きCMの普及についても、「字幕付きCM普及推進に向けたロードマップ」に基づき、字幕付きCMの放送枠を増やす取組が東名阪地区を中心に進められ、2021年10月からは全国的な取組に拡大されている。

厚生労働省では、聴覚障害のある人のために、字幕(手話)入り映像ライブラリーや手話普及のための教材の制作・貸出し、手話通訳者等の派遣、情報機器の貸出し等を行う聴覚障害者情報提供施設について、その支援を促進している。

○TOPICS：視覚障害者等の読書環境整備の推進(読書バリアフリーコンソーシアムの設置)

文部科学省では、様々な館種の図書館や関係行政組織・団体等が連携した「読書バリアフリーコンソーシアム」を設置し、物的・人的資源の共有を始めとした様々な読書バリアフリーの取組を行う委託事業を実施している。

2023年度においては国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターが「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」を、国立大学法人筑波技術大学にあっては「読書バリアフリーコンソーシアムテクノロジーハブ」を組織し、障害のある児童生徒・学生のための読書バリアフリー推進について情報発信を行っている。

教職員はバリアフリーの図書・資料をどのように複製しどのように製作したらよいのか、手に入れた資料はどこまで貸出を行ってよいのかといった疑問が付きまとう。

そのような疑問を解決できるよう、東京大学は「学校図書館等における読書バリア

フリーコンソーシアム」を組織し、ホームページで「著作権法37条を遵守し学校図書館でできること」を整理・図化したページや、先進的な取組事例を公開するなどして、広く情報発信を行ってきた。

2024年1月には東京大学が「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム公開シンポジウム」をオンライン上で開催し、2月には筑波技術大学が「ICTを活用して読書の可能性を広げるシンポジウム」を開催するなど、広く読書バリアフリーの取組に関心のある人々に向けた情報発信や普及啓発の取組を行っている。

(4) 日本銀行券の券種の識別性向上に向けた取組

日本銀行券（いわゆる、お札）については、偽造抵抗強化の観点に加え、ユニバーサルデザインの観点も踏まえて様式を新しくし、2024年7月3日から発行を開始することとしている。

4. コミュニケーション支援体制の充実

(1) 手話や点訳等によるコミュニケーション支援

「障害者総合支援法」に基づき、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣等による支援を行う意思疎通支援事業や、手話通訳者等の養成研修等が実施されている。

各都道府県警察においては、手話通訳及びルビを付した字幕入りの映像の活用や手話通訳員の確保に努めており、言語での意思伝達を困難とする人たちと警察官とのコミュニケーションを円滑にするため、「コミュニケーション支援ボード」を、全国の交番、パトカー等に配備し、活用している。

また、聴覚や発話に障害のある人とそれ以外の人をオペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で双方向につながる電話リレーサービスについては、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）が施行され、2021年7月より、（一財）日本財団電話リレーサービスにより提供が開始されている。

総務省は電話リレーサービス提供機関が全国各地で実施する利用登録会などに協力しており、2023年度末の利用登録者数は1万5,267人となっている。

金融庁では、銀行等や保険会社に対し、電話を用いて提供しているサービスのうち、電話リレーサービスに対応していないものはあるか等、各金融機関における障害のある人等に配慮した取組状況を把握している。

(2) コミュニケーション支援用絵記号及びアクセシブルミーティング

文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する規格として「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T0103）」

が制定され、2010年に障害のある人が会議に参加しやすいように主催者側の配慮事項の規格として「高齢者・障害者配慮設計指針—アクセシブルミーティング (JIS S0042)」が制定された。

第6章 国際的な取組

我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策

1. 障害者に関する国際的な取組

(1) 障害者権利条約

障害者の権利及び尊厳を保護し、促進すること等を目的とする「障害者の権利に関する条約」は、2006年12月、「第61回国際連合総会本会議」において採択され、2008年5月に発効した。2024年4月15日現在、締約国・地域・機関数は191となっている。

我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、2007年9月28日、同条約に署名した。その後、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)の改正等の各種法制度整備を行い、2014年1月、「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託、2014年2月に我が国について発効した。

「障害者権利条約」では、各締約国が、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を「障害者権利委員会」に提出することを定めており、特に初回の報告については、条約発効後2年以内の提出が求められている。

我が国においても、障害者政策委員会における議論やパブリックコメントを踏まえて政府報告作成準備を進め、2016年6月に障害者権利委員会に初回の政府報告を提出した。2022年8月22日及び23日、国連欧州本部にて、我が国に対する同条約の第1回政府報告の対面審査が行われた。これを踏まえた障害者権利委員会による総括所見については、2022年9月9日にアドバンス版が公表され、その後、2022年10月7日に確定版が公表されている。

(2) ESCAPアジア太平洋障害者の十年

アジア太平洋地域において障害のある人への認識を高め、域内障害者施策の水準向上を目指すために、「国連障害者の十年」に続くものとして、1992年に我が国と中国が「アジア太平洋障害者の十年」を主唱し、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)総会において決議され、その最終年となる2002年にESCAP総会において、「ESCAPアジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長された。

2012年5月にESCAP総会において、我が国の共同提案により「ESCAP第3次アジア太平洋障害者の十年(2013-2022年)」決議が採択され、2012年11月には「第2次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP第3次アジア太平洋障害者の十年」の行動計画である「仁川(インチョン)戦略」が採択された。

2022年10月には、インドネシアのジャカルタで「第3次アジア太平洋障害者

の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」が開催され、「アジア太平洋障害者の十年」を更に10年延長することを決議する「ジャカルタ宣言」が採択された。

(3) 情報の提供・収集

内閣府では、我が国の障害者施策に関する情報提供のために、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」、「障害者白書の概要」等の英語版を作成し、内閣府ホームページ等にこれらを掲載している。

また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、諸外国の障害のある子どもをめぐる教育施策等に関する調査を行っており、調査結果をホームページに掲載している。

2. 国際協力等の推進

(1) 国際協力の基本的な方針

福祉、保健・医療、教育、雇用等の広範な分野にわたって、我が国が蓄積してきた技術・経験などを政府開発援助（ODA）などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てることは、極めて有効かつ重要である。我が国は「障害者権利条約」第32条「国際協力」に基づき、密接な政策対話を通じ、対象国と我が国の双方が納得いく協力を行うよう努めている。また、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」、「日本 NGO 連携無償資金協力」等の活用を通じた NGO との連携、JICA 海外協力隊の派遣など開発途上国の草の根レベルに直接届く協力も行っており、現地の様々なニーズにきめ細かく対応している。

(2) 有償資金協力

鉄道建設、空港建設等においてバリアフリー化を図った設計を行う等、障害のある人の利用に配慮した協力を行っている。

(3) 無償資金協力

障害のある人の利用に配慮した協力を行うとともに、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設の整備、移動用ミニバスの供与、障害者スポーツのための機材・施設整備等を行っている。2023年度は、「一般文化無償資金協力」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」及び「草の根文化無償資金協力」を対象国政府・NGO・教育機関・地方公共団体等に対し実施した。また、2023年度には「日本 NGO 連携無償資金協力」により6件の障害者支援関連事業を採択した。

(4) 技術協力

独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、障害のある人を対象とした取組に加え、開発プロセスのあらゆる分野において障害のある人の参加を支援する

ために、研修員の受入れや専門家及び JICA 海外協力隊の派遣など幅広い協力を行っている。2023 年度には「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加」を始め 13 の本邦研修コースを実施し、研修員約 100 名を受け入れたほか、専門家 5 名、コンサルタント 28 名、理学療法士等の JICA 海外協力隊 87 名の派遣などを行った。また、「JICA 草の根技術協力事業」を活用し、2023 年度には、これまでに採択された案件計 12 件を継続して実施した。

技術協力プロジェクトでは、5 つのプロジェクトを 2023 年度に実施した。

(5) 国際機関等を通じた協力

援助対象国に対する直接的援助のほか、我が国では国連等国际機関を通じた協力も行っている。アジア太平洋地域への協力としては、国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) に対し、日本エスカップ協力基金 (JECF) を通じた活動支援を実施しており、2021 年には開発したツールを活用し、ジェンダーの平等も考慮した障害のある人を包摂する津波防災に係る政策形成及び実施に向けて 23 万ドルの支援を行っている。